

## 平成15年9月8日(月曜日)第3回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年9月第3回定例会

議事日程第2号

平成15年9月8日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

平成15年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 一般質問通告書

平成15年9月8日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	中心市街地活性化対策について	駅前公衆浴場の存続について、その後どのような検討がされているのか	16番 佐藤 暘子	市長
2	介護予防対策について	高齢者の介護予防対策として、筋力トレーニング事業等を取り入れてはどうか		市長
3	中学校給食について	各地で実施され、または実施が予定されている補食給食に対する考え方について		教育委員長
4	米政策改革大綱について	大綱に対する課題と戦略について 農業団体との一体的取り組みについて 水田農業ビジョンの策定について 米の完全流通自由化への対応について	9番 鈴木 賢也	市長
5	寒河江市ごみ処理基本計画について	不法投棄の現状と効果的な不法投棄防止対策について	6番 松田 孝	市長
6	中山間地域総合整備事業(葉山の里地区)推進について	生活環境基盤整備(田代地区簡易水道)の緊急課題について		市長
7	農業の振興について	農業改良指導要領について		農業委員会 会長
8	最上川緑地に建設中の多面的水面広場の遮水シートについて	遮水シートの効能や建設コストについて 水面広場の利活用について 取水、排水の方法について	15番 松田 伸一	市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 30 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

## 佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 1 番、2 番、3 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党とこの問題に強い関心を持っておられる多くの市民を代表し、通告番号 1、2、3 について市長並びに教育委員長に質問をしてみたい。

たび重なる質問になりますが、事態を切り開く前向きの答弁が得られますことを期待し、質問に入ります。通告番号 1 番、中心市街地活性化対策、駅前公衆浴場の存続についてお伺いいたします。

平成 4 年度から始まった駅前再開発事業も駅舎移転、姥石踏切移設と南北一体化、道路の新設、店舗の移設、新装と駅前の様相は一変し、今年度は駐輪場と一体となったみこし展示場の完成や新橋のかけかえなども計画されていて、いよいよ終盤に差しかけた感を強くしています。

それにしても、再開発された駅前商店街や中心商店街をどう活性化させるかが大きな課題です。車社会の進展とともにかつての駅前のにぎわいは姿を消し、大型店舗が郊外へ進出するや、中心商店街から人影が消えて、シャッターを閉じる商店が軒を連ね、「シャッター通り」などという言葉がはやるほど全国的な傾向となっています。

このことを重視した国土交通省は、駅前のにぎわいを復活させるため N P O や市町村が実施するソフト事業を中心に支援するまちづくり助成金の創設を 2004 年度予算の概算要求に盛り込む方針を固めたと 8 月 21 の山形新聞に報道されていました。

このような予算が新年度に盛り込まれるかどうかわかりませんが、県内の各地で中心商店街のにぎわいを取り戻そうとする取り組みが商工会や商店主、行政も一体となって動き出していることに私自身励まされているところです。

私は、平成 14 年 12 月議会でもこの問題を取り上げております。「駅前商店街活性化の核として、さらには市民の健康と快適な生活を保障する福祉的な面からも、駅前の温泉として親しまれてきたなか湯を存続させるべきではないか。そのためには、財政的な面も含めた積極的な支援をすべきではないか」と市長の考え方をお伺いしております。

市長は、「なか湯委員会や駅前活性化委員会など地元の方たちと一緒に検討しているさなかであり、さまざまな問題を解決しながら粘り強く検討を続けてまいりたいと思っております」と答弁されております。その後どのような検討がなされ、どのような進捗状況なのかお伺いいたします。

次に、通告番号 2 番、介護予防対策についてお伺いいたします。

日本社会が少子高齢化に急速に広がっていることは、既に御存じのとおりです。65 歳以上の人口が 4 人に 1 人を占めることもそう遠くはないと言われています。寒河江市の平成 12 年度の高齢化率は 22.5% と県平均よりはやや低いものの、着実に高齢化が進行しています。

それに伴い老人医療費の増高や介護保険料の引き上げなど住民への負担も増大し、「年寄りばかりふえて、それを支える若い世代は大変だ」と長生きすることが悪いことのように言われる悲しい状況があります。

高齢になっても不安なく老後が送れるような医療制度の確立、介護保険の充実が望まれるところですが、高齢者が生きがいを持って自分らしく生き生きと最後まで的人生を過ごすことができるよう取り組みを強めていくことも大事なことと思います。

国においては 2010 年をめどに国民健康づくり運動を推奨しており、これを受けて山形県でも「ゆとり都山形健康づくり 21」の行動計画を策定しました。寒河江市においても「健康さがえ 21」と題した基本計画を策定したことは御案内のとおりです。この計画書によりますと、急速な少子高齢化が進む中、生涯にわたり健康

で心豊かに生き生きとした社会生活を送るため市民みずから積極的に健康づくりに取り組む必要があることをうたっています。

その目標を推進するために、寒河江市においてはハートフルセンターを拠点とし、保健、医療、福祉が三位一体となり、地域、家庭、職場、学校などあらゆる機関、団体との連携をとりながら市民一人一人が自分に合った持続可能な健康づくりができるよう環境を整備し、推進を図っていくというものです。

寒河江市は、これまでも乳幼児検診や疾病の早期発見、早期治療のための1日人間ドックや検診に力を入れて効果を上げてきたことは内外からも高く評価されています。

ところで、高齢化とともに体力の低下、足腰の衰えはだれも免れることはできません。だれもが願っていることは、人の世話にならず、自分のことは自分でできる人生です。寝たきりになる大きな原因に足腰の衰え、骨折などがありますが、足腰の衰えをカバーし、骨折を予防する上からも臀部やももの筋肉を丈夫にすることはとても効果的だと言われております。

県内には高齢者の身体機能の回復などを目指した筋力トレーニング事業を実施している自治体が高畠町を含め3自治体あると新聞に報道されておりました。この事業は、トレーニングマシンを使って脚力や大腿筋、中臀筋などを強化し、歩行機能の向上と転倒や骨折の防止を目指すものです。

高畠町の取り組みは、厚生労働省の補助事業として高畠町立病院の1室に6台のマシンを導入し、国保介護課の職員と理学療法士がプロのトレーナーの指導のもとに事業を開始したとのことでした。

参加しているのは、要介護1に認定されるなど、やや身体に不自由さを感じている人たちだそうですが、それぞれに合ったトレーニングプログラムが用意され、指導者の指導のもとに毎週2回トレーニングをしているそうです。参加している方からは、「足がふらふらしなくなった」、「杖が余り要らなくなった」などの声が出ているようです。

幸いに寒河江市には医療、保健、福祉の総合拠点施設としてハートフルセンターがあります。この中には機能訓練室があり、理学療法士も配置されております。高齢者が足腰を鍛え、生きがいを持って元気に長生きできるよう、さらには寝たきり防止、医療費抑制にもつながるよう高齢者の筋力トレーニング事業を実施してはどうかと思うのですが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、通告番号3番、中学校給食について。

各地で実施され、または実施が予定されている補食給食に対する考え方について教育委員長にお伺いいたします。

寒河江市でも中学校給食を実現させようとお母さんたちが中心になって「中学校給食をすすめる会」を立ち上げたのはことしの7月18日のことです。この会には中学校給食の実施を求めている方、趣旨に賛同される方はだれでも気軽に参加していただけるよう教育委員会や市議会議員全員へ案内状を届け、市民へも広範に呼びかけました。

当日の夜、会場のハートフルセンターには給食の実施を求めのお母さんや市民の方約60名が参加し、市内で眼科医を開業されている鈴木一作先生より「中学生の食と心」と題した講演をしていただきました。バランスを欠いた食事が体だけでなく、心の健康にも大きく影響しているという体験を踏まえてのお話に改めての食の果たす役割の大きさを認識しました。

この会では定期的に会を開いて話し合い、学習を深めながらニュースの発行や給食実施校の調査、給食施設の見学、試食などを実施するとともに、議会請願に向けて全市的に署名運動を展開することにしました。

署名運動は、当初目標を1万筆とし、8月1日より始められました。小・中学校の夏休み、お盆と、お母さんたちにとっては常にも増して忙しい時期でしたが、署名運動は人から人へと燎原の火のごとく広がって、1カ月にも満たぬ間に約7,000筆の署名が集まるという画期的な勢いを見せております。寒河江市民のいかに多くが中学校給食の実施を待ち望んでいるかがうかがえるのではないのでしょうか。

「中学校給食をすすめる会」、以下すすめる会と省略させていただきますが、資料として出している山形県

内の中学校給食マップがありますが、このマップを見れば一目で給食の実施状況がわかります。この会を立ち上げるときは実施予定とされていた村山市も中学校の統合を機に、来年平成 16 年度と再来年平成 17 年度の 2 力年にわたり給食を導入することが決定しました。この先二、三年の間に県内の給食マップはさらに「実施」の色で塗りつぶされていくことでしょう。

ところで、ことし 4 月から中学校給食を実施した西川町、来年度から実施をすることになった村山市も主食は持参する形のおかずだけの給食で、補食給食と呼ばれるものです。西村山の西川、大江、朝日で実施している中学校給食は、いずれも補食給食です。

寒河江市の小学校では県下でも誇れるすぐれた自校調理の完全給食を実施しています。私は、中学校でも自校調理の完全給食を実施してほしいと思っています。しかし、市内のお母さんたちの話や「すすめる会」の会員の中でもよく言われているのは、おかずだけの給食でもいいという意見です。「すすめる会」ではこういったお母さんたちの声も尊重し、自校調理、完全給食といったことにこだわってはおりません。

私自身補食給食に対し余り好ましい印象を持っておりませんでした。それは、揚げ物などの既製品が多く、間に合わせ的なものといった感じを抱いていたからです。ところが、現在はおかず給食といっても西川町のようには町の栄養士が献立をつくり、母親委員 7 名が給食委員となって給食の内容や量、味などのチェックをし、意見を言っていく。また、調理師 1 名が中学校に配置され、給食指導に当たるなど、生徒たちにより豊かなすぐれた給食内容にするよう努力をしていると聞いております。

また、先生方の負担軽減と食事時間に余裕を持たせるために昼食時間を 10 分間延長するなど、教育的配慮もされております。

生徒たちからも「毎日温かくておいしい給食が食べられてうれしい」、「手づくりの料理も多く、栄養のバランスもよくとれている」など評判は上々とのことでした。

寒河江市の教育委員会が中学校の完全給食は実施しないと結論を出したのは平成 7 年 3 月です。実施しない理由として幾つか挙げておりますが、その中に学校改築やプール建設、グラウンド改修など完全給食の実施よりも急ぐべき事業が多いなどと、財政的に困難な点も理由として挙げております。

自校調理方式の完全給食となれば施設建設や人件費など財政的には相当な負担が伴うわけですが、補食給食の外部委託となれば財政的な負担は余り伴わないと思います。

西郡の 3 町が実施し、来年度からは村山市が実施することを決定した補食給食に対し教育委員会はどのような見解をお持ちか伺います。

次に、合併問題に関する調査研究の中に中学校給食に関する項目は入っているのかどうか伺いたいと思います。

今寒河江市、西川町、朝日町の 1 市 2 町の間で任意合併協議会が設立され、合併に関する協議が行われております。協議会の中には七つの専門部、28 の分科会が設けられ、1 市 2 町の約 1,400 項目の事務事業について調整作業が行われているそうですが、市や町で独自に行ってきたサービスや制度なども均一に調整していくのがこの仕事です。中学校給食についても既に実施している西川町、朝日町と実施しない寒河江市との間には不均衡があり、当然調整されるべきものです。1,400 項目の事務事業の調整の中で中学校給食の調整作業は含まれているのか。当然含まれていることを前提として伺います。

中学校給食については、既に実施している二つの町に歩調を合わせていくという考え方でおられるのかどうか伺いたいと思います。

以上で第 1 問といたします。

市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、駅前公衆浴場の件でございます。

先ほどもございましたように、昨年 12 月定例議会の議員の質問でなか湯の存続について、寒河江駅前活性化・店舗等対策委員会で地元と一体となり、検討中ということでお答えしておりますが、その後についてでございますが、なか湯の所有者で元の経営者であった方に再建築を依頼し、採算のとれるような賃貸借案も提案して、継続をお願いしてきておりましたが、なか湯を再建する意思がないようでありまして、また、なか湯所有者の土地については、既に仮換地指定されており、駅前土地区画整理事業地内にあることから、地元では土地を借りて何とか温泉公衆浴場を存続したいとの考えから土地の賃貸借をお願いしましたが、所有者は賃貸する考えはなく、譲渡したいという強い意思があるようございました。また、温泉利用権も温泉協同組合に返還したようで、このように建築主体、土地及び温泉利用権などの難しい問題があり、簡単に結論には達しない状況でございます。

このようなことから、温泉公衆浴場の実現性可能性を検討するため、本年 3 月に地元商店街の方々を中心に商工会及び市関係者から成る寒河江駅前活性化・温泉公衆浴場対策委員会を新たに設置しております。

温泉公衆浴場対策委員会において建築主体及び運営主体を駅前商店街協同組合、新たな企業組合、株式会社及び N P O などとした場合の法人設立の問題、経費の面及び財産の取り扱いなどの点から検討を行い、また温泉施設に軽食コーナー、エステなどを組み合わせた複合施設を想定した場合の初期投資や運営形態等について議論しているところでございます。

現在は駅前商店街協同組合が建築主体、運営主体となった場合はどうかということで、さまざま話し合いをしている段階でございます。

新たな温泉公衆浴場を建設するということは、建築費用や運営経費などの費用負担、利用者の動向など、現実の問題があり、さらに建築主体や経営主体となる方々の将来に向けた大きな決意と関係者の意思統一が必要であると思っております。市といたしましても、中心市街地の活性化を図る上でにぎわいを形成する施設の一つになるであろうと将来のことを考え、温泉管本管からの分岐工事を行っております。また、商店街協同組合が建築主体となる場合の助成などについて、経済産業省や国土交通省に要望等を行ってまいりますが、このことについては難しい状況にあります。

今後とも温泉公衆浴場対策委員会、商店街協同組合、地元関係者と一体となり、どうすれば温泉公衆浴場が実現可能であるか検討を続けてまいります。

いずれにいたしましても、地元の考え方、意向というものが重要であると思っております。

次に、筋力トレーニング事業についてお答え申し上げます。

ご質問の高齢者筋力トレーニング事業も介護予防対策の一つではありますが、これはパワーリハビリテーションと呼ばれ、高齢者向けの各種トレーニング機器を使用して筋力をつけ、柔軟性を養い、バランス能力を高めるための包括的なトレーニングを行うことにより、運動能力の向上を図るもので、積極的に身体機能の回復を図り、寝たきりなどの要介護状態になることを防止しようとするものでございます。

身体機能回復に有効であるとして最近において行われるようになったものでありますが、普及するには解決すべき課題もあることから、現段階ではモデル的に実施されている事業であると考えております。

高齢者がトレーニング機器を使用しての筋力アップ運動を行う場合は、一人一人の体力や運動能力が著しく異なることから、事故防止や逆に体を傷めることのないよう留意する必要があり、個人ごとに作成された運動プログラムによる指導など、緻密な対応が求められるものでございます。

また、筋力アップの効果があらわれるまでには3カ月程度の期間継続する必要があると言われておりますし、また、このようにして強化した筋力もトレーニングを途中でやめればたちまちもとに戻ってしまうこととなりますので、中止することなく継続した指導が必要であると思われまます。

このように見てみますと、医師を初め理学療法士、健康運動指導士、保健師などの専門スタッフが連携した指導体制を整備する必要があるなど、課題解決が必要で、また、筋力アップ教室終了後のフォローアッププログラムも確立されていない状況の中では一定の効果が出ることは間違いないものの、限られた機械の使用からいって極めて少数の高齢者に限られたものになるのではないかと考えられます。

本市では介護予防対策として身近な公民館等を会場に在宅高齢者が集い、生きがいづくりや健康の保持増進を図る「高齢者ふれあいサロン事業」、集団体操や創作活動、レクリエーションなどを通じて身体機能が低下した高齢者の社会参加を支援する「機能訓練教室」、介護予防に関する講義や筋力維持のための集団体操を行い、転倒や骨折予防への啓蒙を図る「介護予防教室」、自宅に閉じこもりがちな高齢者や介護予防が必要と認められる高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援する「生きがい活動支援通所事業」などを実施しており、老人保健事業の中でも「筋力アップ教室」を実施しております。

本年度は、新たに65歳以上の虚弱高齢者を対象に、家庭でも継続できるような体力や筋力の維持向上プログラムを紹介しながら「お達者運動教室」を開催したいと考えているところであります。

これら介護予防教室や機能訓練教室などを開催する中で、身近にあるものを使って自分でできる簡単筋力トレーニングの指導、普及に努めるとともに、要支援者等に対しハートフルセンターに備えられている設備を使用したりハビリ教室への参加を呼びかけるなど、対象者の拡大に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 中学校給食についてお答えします。

学校給食については、文部科学省の区分によりますと三つに分かれており、完全給食とミルク給食のほか、おかずを提供する補食給食があります。本市では小学校において完全給食を実施し、中学校においてはミルク給食を実施しております。現在小学校で実施しております完全給食は、主食が御飯であるかパンであるか、あるいはめん類やませ御飯であるかなど、主食の種類やその量的なものによって副食を栄養面や肉、魚、野菜などの食品構成を調整するなど、主食と副食を一体のものとして総合的、計画的に献立を作成して行われているものです。

これにより、栄養面はもとより多様な食品群の構成が図られ、主食と副食のバランスにもすぐれたおいしく楽しい学校給食の提供がなされているものと考えております。

現在、中学校での給食を求める保護者の方々の声の中に完全給食ではなく補食給食だけの実施を求める声もあるということであり、そして、それをどう考えるかとのことですけれども、本市教育委員会として中学校の給食は現在のミルク給食方式を変える考えはありません。

また、財政面のこともあり、必ずしも自校調理方式による完全給食にこだわらず、主食と副食を切り離し、おかず提供ということだけを考えれば民間委託や民間事業者の協力を得るなどを含めて多様な実施方法なども視野に入れて考えられるのではないかというようなお尋ねでございますが、これにつきましても先ほどのとおりであり、現在の方式を変える考えはありません。

次に、町村合併に向けた取り組みの中で学校給食の実施についても検討すべき課題ではないかという御質問であります。寒河江市、西川町、朝日町任意合併協議会において決定された合併に当たり協議すべき項目として 26 項目があり、その中に学校教育事業がございますが、学校給食事業の実施いかんまでは含まれておりません。

現在 1 市 2 町の現状を把握する作業が進められているところでありますが、合併によってできた新市では必ずしもすべての施策が統一されるというものではないと聞いております。

そこで、合併に向けての検討課題としての考えについてでございますが、中学校給食に関する基本的な考えは、ことし 6 月定例市議会でお答えしたとおりであります。本来食と健康に関する基本的なことは、それぞれの家庭の中において実施されるべきものと思っており、小学校では完全給食、中学校ではミルク給食を実施していくという考えは、現在も変わっていないからであります。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 公衆浴場の存続について答弁をいただいたわけですが、今もその交渉が続いているというように感じたわけですが、あくまでもこの建築主体はNPOあるいは駅前の商店街、そういう民間の建築主体で考えているというようなことだったわけですが、もちろん私が考えるのは、民間の活力を生かして、またそういう活力が盛り上がっていくことが一番と望ましいことだというふうに考えております。

けれども、今なぜ商店街の方あるいはNPO、それから商工会も含めてですけれども、その民間の力が盛り上がり欠くのかということを考えてみた場合、駅前の商店街、再開発をしまして、新しい店舗なんかもつくりました。その店主たちには非常に多額の負債なんかも抱えているということがありますし、またこの不景気の状態の中で果たして今後どうなるのだろうかという不安を非常に抱えていると思うんです。見通しが明るいというのであれば、商店街の方あるいは地元の方たちもやってみようというような意気が上がるのだと思うんですけれども、今のこの経済情勢のもとで地元で頑張ろうといってもなかなかその力が出てこないというのが現実ではないかと思うわけです。

できないのであれば、それじゃそのままにしておくのかということになりますと、それもまた駅前を再開発して商店街を活性化させようという意味がなくなってしまうと。ただ多額の投資をして、失敗に終わったというわけにはいかないわけです。何としてもあの商店街を活性化させて、寒河江市全体の活性化につなげるような方策をとっていかねばならない。そういうことだろうと思うんです。

駅前の皆さん、地元の皆さんの元気を引き出していくにはどうすればいいのかということが非常に大きな課題になってくるというふうに思うんですけれども、この前の質問の中でも私申しあげました。市としてどれくらいまでだったら援助をしていけるのかというようなことを市長に申しあげたところでしたけれども、市長は引き続き粘り強く検討していく、交渉していくというような答弁だったわけです。その結果まだその点が明らかにされていない。そして、あくまでもその商店街の方たちの力を引き出していくということにかかっているわけですが、引き出すにしてもこれくらいだったら市の方でも援助ができるんだというような具体的な提案をして、これでどうかと。みんなで頑張っていけないかというようなことをやる必要があるのではないかと私は思います。

ですから、中村さんですか、もとのなか湯の経営者はもう土地も貸さない。売却しか道がないんだというようなことを言っておられるそうですけれども、そうであれば、やはりそこを市が買い受けて、地元の方にそこをお貸しするというような考え方に立てないのかどうか。そして、あそこの公衆浴場にさっき市長のお話の中にもありましたけれども、さまざまな集客ができるような施設なんかも組み込んで、あそこをもっと人が集まれる楽しめるような場所にしていけば、必ず発展につながるのではないかと私は考えているわけですが、そのところ、市長の考え方をもう一度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、筋力トレーニングについては病院とか理学療法士とか、そういった方の力も借りなければいけないし、高齢者だから骨折をしたりとか、事故が起きたりとかしないような十分な体制で臨まなければいけない。さらに、少人数しか該当者がいないのではないかと、その期間が終わればまたもとに戻ってしまうんじゃないかというような心配があるようです。

確かにそれはあると思いますけれども、やはり、今寒河江市内なんか見てみましても杖をついたり、あるいは足を引きずったりして歩いている高齢者の姿が非常に多く見られるわけです。ですから、こういう方たちが継続してリハビリができるような、そういう筋力トレーニングができるような計画の実施が必要でないかというふうに考えているわけです。

今寒河江市でもいろいろ 65 歳以上の虚弱高齢者を対象にしたリハビリ教室なんかも開くんだというようなことがあったわけですが、いずれにいたしましてもやはり高齢者が元気で長生きできるような、そうい

う施策を考えていただきたい。

そして、それが生きがい対策にもなりますし、また介護予防にもなる。そして、医療費の抑制にもなるというような方法として非常に今から重視をしていかなければならない問題ではないかというふうに考えているところです。

ぜひこれは、そして期間が2001年から2010年までという健康やまがた21ですか、この期間は非常に長いわけですので、この中でそういう事業、筋力トレーニングという事業なんかも考えあわせて実施をしていただきたいというふうに思います。

それから、給食問題についてですが、ほかの西川町あたりでも進めている補食給食についての考え方をお聞きしたわけですが、補食給食なんかも考えの中には入れないと。ミルク給食をしていくことに変わらないんだという教育委員長の返事であったわけですが、ずっとその考えは変わりがないわけですが、給食が必要でないという考え方、今までの教育委員長の答弁ではもうお母さんたちは納得しません。また、世間に行ってもそういう話はもう通じない時代になっております。そこをよく御認識いただきたいと思います。

教育委員長が教育委員会としてそういうお考えを持っているということはわかります。子供たちの給食に対してもいろいろな考え方があるということもそれはわかります。ですから、それは一つの考え方として、いろいろな考え方があるということで、それは認めますけれども、それでもそういう教育委員会の考え方をどこまでも変えないと。自分たちはこういう考え方だから実施しないのだということには当たらないというふうに私は思います。自分たちはこういう考え方を持っているけれども、お母さんたちはこういうことを望んでいる。世間一般にもこういうことが必要だと願っている。そういうことがあった場合には、やはり行政の施策というものはそのときそのときによって変わるということをお母さんたちは前の答弁でもおっしゃいました。そういうことを考えたならば、やはり住民の要求に沿った形にしていくにはどうすればいいのかということをお考えいただく必要があるのではないですか。

どこまでも自分たちがこうだからしない、そういうことを貫いていくという考え方に対して、お母さんたちはそんな教育委員会だったらリコール以外にないというような非常に追い詰められた気持ちになっているんです。

ですから、考え方は考え方として持っておられたとしても、住民の要求に沿ったような施策をしていくのが行政というものではないのですか。どこまでもその考え方を貫いていくというのであれば、それは大変なことになると思います。住民を無視した、住民の声に耳を傾けない、そういう行政になっているのではないですか。

それから、合併の調査項目の中にこの給食の調整というもの、1市2町の間での給食の実施状況に対して不均衡があるということで、その調整はなされないのかということをお聞きしました。その中でもたとえ新市になったとしても自分たちの今とっているミルク給食を旧寒河江、この町にとってはミルク給食がいいんだから、それを続けていくのだというお考えのようですが、そうなれば住民はどうでしょうか。そんなことを容認できるはずがないじゃありませんか。例えば、新しい市になったとして、同じ市の中で一方は補食給食をする、一方はミルク給食しかしない、そんな不平等なことは許せませんよ。この検討項目の中に入っていないというふうに言われましたけれども、そんな理不尽なことはないと思います。

検討項目に入っていないということは、それをどうなんでしょうね。項目に入れるかどうかということは、どこで判断するんですか。

そういうことで、第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 駅前中心市街地の活性化を図るためにいろいろな考えと、またその方法を考えておるわけですが、そういう中での公衆浴場ということになるわけですが、やっぱり問題は、地域に密着したものとしてこれから、あるいは駅前の公衆浴場として駅前の活性化にプラスになるようにと、このように今考えながら進めておるわけですが、やはり何にしましてもこれは土地の問題が出てくるわけですが、そしてまた、それをだれが建設するか、だれが運営するかと。あるいは採算に合うかというようなことを見定めた上での検討というものが十分これが必要なわけですが、その肝心な土地にいたしましても先ほども申しあげましたように、前の土地所有者の仮換地先ということが何とか、こう確保したいと、こういうことでございますけれども、土地の所有者の考え方は先ほど申しあげたとおりでございますし、また、こういう状況の中でだれが建築主体になり、運営主体となるかというようなことについては、種々議論を重ねてきておるわけですが、非常に厳しくしか見えてこないという状況にあるかと思っております。

まずは温泉権にしてもしかりでございますが、そのような課題を抱えておる中でいろいろ検討を重ねておる段階でございますが、みんなが欲しいんだというような気持ちは地元の方にもありますし、協同組合の方々にもそういうお気持ちは抱えておるわけですが、肝心なものが決まってこないという状況の中で、いろいろ模索を続けておるということであろうかと思っております。

それから、筋力トレーニングのことでございますけれども、1問でもお答え申しあげたように、現在市がいろいろな教室あるいは事業として取り上げている中でこれを果たしていくということは可能かなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 施策というものは、社会状況の変化に対応して進んでいくべきだというふうにはお答えしてきた経緯がございますが、これは学校給食に限らずすべての事柄について言っていることであり、これは当然のことだというふうに思っております。

お尋ねの周辺の地区でいろいろな学校で補食給食が行われていることは私たちもマスコミ等でよく存じております。これからもこのことについては的確な把握に努めてまいりたいと思います。

今まで教育委員会の一方向的な判断でいろいろなことをやっているというふうなことがございましたが、私たちもいろいろな状況、寒河江市の状況をこれまでも何度もお話ししましたが、考えて現在の寒河江市の中学生を健全に育成する上には、この方法が一番よいというふうに今まで考えた末のこういうような結論でございます。一方向的に教育委員会の二、三名で話したというふうなことではなく、その前に検討委員会もやっております。そのような結果を踏まえながら十分慎重審議した上の結論でございます。以上です。

合併問題については教育長の方から答弁いたさせます。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 合併問題についてのお尋ねがありましたので、お答え申しあげたいと思います。

基本的には先ほど委員長が申しあげたとおり、協定項目に入っていないということであります。

それから、一つ一つの事については、それぞれ必ずしも統一されるというものではないんだということでもありますので、先ほどのお答えを繰り返す以外ございません。

なお、そこには食と健康に関する基本的な考え方として、やはりこれまで繰り返し申しあげたように、中学校、殊に自己確立期にある中学生の精神的、身体的発達を考えた場合やはり何回か申しあげた弁当、これは家庭教育力の再生の一つの切り口であるというふうに申しあげました。こういう一つの視点がございます。

今文化庁の長官をしていらっしゃる河合隼雄さんがその著書の中に、家庭教育はしつけの分野が多いわけでございますけれども、しつけというものは教えるものではない、見せるものであるという言葉を書いています。本当にそうだなというふうにも実感しております。先ほど申しあげた自己確立期の中学生が親や兄弟やあるいは私たちの身の回りにいる人たちの姿を見て考えようとしています。それが生活体験であり、社会奉仕活動であり、それから学んだものを自分で試してみようという生きる力につながってくるんだらうというふうに思います。

もう一つの側面は、この中学生の時期における個性あるいは自主性、あるいは実践力といった側面がございます。今県の第 5 次教育振興計画が策定中でありまして、ごく最近新聞紙上にも出ましたようにその骨格、スケルトンですか、骨格も出されました。一つは「命」であります。二つ目のキーワードは、「学び」であります。そして、最後は「自立」となっております。「命、学び、そして自立へ」という序詞がついてございます。そういう子供たちが自立しようとする芽が、この前の 6 月の定例会でも申しあげたように、寒河江市の中学生の中に、弁当を自分でつくってみるという実践の中に芽生えているということを御紹介申しあげました。御理解いただきたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 なか湯の公衆浴場の問題ですけれども、これはやはり終わりの年度が決まっているわけですね。駅前再開発事業の終わりがもう決まっているわけです。ですから、いつまでも結論を出さないままですと引き延ばしするというわけにはいかないと思うんですね。ですから、やはりここで行政の英断を下すべきではないかと私は考えます。

ほかの町なんかも見えますと、今非常に商店街が落ち込んでいるということで、さまざまな企画がなされ、商店街を盛り上げようという機運が高まっているわけですが、その中で有利な補助事業を入れたり、また行政の力なんかも借りながらやっているという現状です。ですから、土地の問題が一番ネックになっているのではないかなと私は思うわけですが、そのところを行政の方でバックアップする。そこを市が何とかするからというような英断を下せば、商店街の方たちも力が出てくるのではないかと私は思います。

また、そういうどうすれば商店街の方の力が出てくるのかということと同時に、さまざまな援助や指導というものを行政の方でもしていただきたいと、そういうふうに思います。

行政の方でもいろいろと考えていらっしゃるんだらうなというふうに私は感じているところですが、もう一押しそこを市長の方から頑張る土地の面なんかを解決するという力強い決意を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、中学校給食の問題ですけれども、教育委員長の話の中に行政の施策というものはそのときそのときの状況によって変わっていく。これは給食だけではないというようなことをおっしゃいました。私も同感です。

ですけれども、この給食問題が始まってもう 12 年間ですね。その間に市民の中にはまだ実施しないのかと。何とかしてくれという声が多くなっているわけです。私たち今回署名運動をしているんですけれども、この署名も爆発的な勢いで広がっていると。この前 9 月 1 日に新聞折り込みで中学校給食の運動をしていますというようなチラシを入れました。その裏の方に署名の用紙も刷りまして折り込みしたんですけれども、その署名を書いているから取りにきてくれとか、または封書でわざわざ送ってきてくれると。そういうふうな事態が続々と続いているわけです。そのように、市民の関心というものは非常に強いですし、要望も非常に強いわけです。ですから、市民の声というものを無視はできないのではないかと私は思います。

また、教育長の答弁の中で弁当が一番と育ち盛りの子供にとっては心身ともにいいのだというようなお話がありました。それも前々から同じお考えだということはわかりますけれども、それではなぜ文部科学省あるいは山形県の保健体育課でも給食を進めなさいと言っているのでしょうか。そんなに弁当がいいのであれば、弁当にしなさいというふうになるわけではないですか。それがまた新たにこういう時代、大変な飽食の時代と言われながらも食の貧困、そして栄養の偏り、また子供の心の乱れ、そういうものが出てきている。だから、給食が教育として子供たちの義務教育の中の教育として給食を位置づけて、心身ともに健全な子供にするのだというのが文部科学省の考え方なんです。

そして、教育長は、親の姿を見て子供は育つのだということもおっしゃいました。そして、弁当によって家庭教育、子供に対するしつけですか、そういうものを家庭で行っていくべきだと。それを象徴するのが弁当だというようなことをおっしゃいましたけれども、今母親たちがこの現状の中で本当に子供たちの手本になる、そして弁当の内容にしても子供たちに十分家庭の味を伝えられるような弁当づくりができていくかということになりますと、それが非常に今難しくなっているというのが現状だと思います。

よく弁当もつくれない親が出てきているというふうに言われますけれども、その弁当もつくれない親にしたというのは一体だれの責任なんですか。そして、その親たちを教育するということは、今文部省あたりが言っているのは、親のそういう教育も給食によってしていくのだというような内容を言っています。給食を通して

家庭の教育力も高めているのだと、そういう意味を給食は持っているのだということを言っています。

ですから、子供たちが例えば給食の中でおいしいものを食べた。そうした場合に「給食ではこういうものがきょう出たんだよ。お母さんつくってくれないか」と、そういうような会話、そして、それじゃどういう材料を使ってどういう調理法なのかというようなことを親が関心を持ってそこで子供の食事をつくるというようなこともあるわけです。

ですから、給食の中身というものは、給食が始まった当初から見ると非常に意味も違ってきているというふうに思うんです。ただ子供たちの腹を満腹させればいいというような給食ではなくて、親たちをも一緒に教育していく、そういうのが給食の内容なんですね。そこをよく認識していただいて、いつまでも弁当が子供たちの成長には必要なんだという考え方、そういう考え方は考え方としていいと思いますけれども、やはり親たちの求めているもの、そして今文部科学省が求めているもの、そういうものを御理解いただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公衆浴場の問題ですけれども、行政もこれまで大変考えて、そしてまた現在もいろいろ考慮の対象の一つとして取り組んでおるところでございます、そういう中でこれまでもいろいろ関係者と接触をして話し合いをしてきたところでございます。

また、対策委員会なども設置したわけはそういうところにもあるわけでございます。

今後ともそういう対策委員会の中でさらに協議を進めてまいりたいと、このように思っておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 いろいろな中学校で給食をする運動というのがあるという事実も存じております。そういうことを考えてもやっぱり我々が今まで給食をしない理由を述べてきた、それを覆すほどのものでは、我々の考えてきたことが正当でないというふうな結論には我々は達していない。

したがって、給食は現在いろいろな社会状況とか、それからそういうふうな運動なんかあったとしてもやっぱり給食を今までのとおりの方がいいんだというふうなことを考えてこういうふうな結論に達しているわけです。

それで、そういうふうな要求がいろいろありますけれども、我々の考えをよく理解してほしいというふうなことで今考えているわけです。

その他については教育長の方から。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 家庭教育力にかかわって大変難しい御質問がございました。確かに家庭教育の家庭における教育力が落ちているというようなことはずっと言われてきて長いわけでございます。そのためにいろいろな教育の分野だけでなく、あらゆる分野でその施策のためにそれを再生するために努力してきているというふうに理解しておりますし、教育分野でもそのためにもさまざまな活動や施策を通して実現に向けてきているところであります。

なかなか難しい問題だろうと。なぜそうなったかというようなこともこれはわかりません。これはもう過去の歴史の中からどうなったのか。そして今はどうなのかと。我々が真剣に問われている問題だろうというふうに考えております。

先ほど弁当即家庭教育力の再生というふうなふうに受け取られた面があるのかなというふうにも思いますけれども、そうではなくて、今求められている家庭教育力の再生、それは親子のつながりでさまざまな場面があるでしょう。食事もあるでしょう。それから語りもあるでしょう。あるいは、一つの本を読んだりして、そしてお互いに親子が感動し合う、考え合うという場面もあるでしょう。そういう家庭におけるさまざまな営みの中につくり上げられる、再生されていく一つのきっかけがあるだろうと思います。そのつながりの一つが弁当であろうというふうにとらえているわけです。これは、12 月の定例会においてもかなり長くお話し申し上げてきた経過がございます。

なお、給食は先ほど委員長が答弁申しあげたように、完全給食とミルク給食と補食給食の 3 方式があります。先ほどから繰り返しになりますけれども、中学生の場合の給食は現在のミルク方式でよろしいというふうに考えているところでございます。以上です。

## 鈴木賢也議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 4 番について 9 番鈴木賢也議員。

〔 9 番 鈴木賢也議員 登壇 〕

鈴木賢也議員 おはようございます。

通告番号 4 番について緑政会の一員として質問いたします。

大綱に対する課題と戦略について。

生産過剰を背景に米をめぐる環境は厳しさを増すばかりであります。

さらに、来年度からは米政策改革がスタートすることになります。いわば米産地の選別が一段と進むこととなります。このため、産地が一丸となって寒河江産米の名声を高める努力が求められております。稲作農家は、減反が年々強化され、価格低迷が続き、大きな岐路に立たされております。

本市は幸いに佐藤市政のもとで米を基幹とし、園芸作物や畜産を組み合わせた複合型農業を推進し、農業者の所得向上と意欲ある農家の育成に努めてこられたことは先見性が極めて高かったことであり、敬意を表するものであります。

これからも産地として生き残りを図るためには、米の安全、安心の確保は何よりも優先する課題であり、土づくりを基本とした環境に優しい米づくりを前面に打ち出し、品質や食味の向上にも取り組まなければなりません。

そして、低コストで価格競争力をつけることも重要であります。

また、消費者に好まれる米づくりの研究も大切であるとともに、販売力向上も大きな課題になります。いわば生産から販売まで一貫した取り組みを工夫しなければなりません。消費者を大いに意識し、売れる米づくりが主眼となり、消費者のニーズとは何か、どんな商品を望んでいるのか、どんな売り方ならいいのかといった視点から検討する必要があります。

以上のように、2004 年から実施に移される米政策改革大綱は、今後の米づくりのあるべき姿が示されております。その中で米の需給調整策として従来の面積配分から生産数量配分へ切りかわることになります。面積配分ではなかなか実効性が上がらないため、数量配分によって確実に需給調整するわけであります。これからの需給体制は、消費者ニーズ、市場動向をもとに需給調整をし、売れる米と売れない米の差がやがて生産調整にも反映されると見られるのであります。

栽培農家は、共通認識のもとに安全で高品質の米産地を目指し努力することが大切となっております。

そこで、市当局の米政策改革大綱の受けとめ方や今後の地域農業の取り組み戦略と将来展望などについての考え方をお聞きいたします。

また、銘柄産地間の競争が激化することが予想されます。高品質米の寒河江米を日本一販売価格が安くおいしい産地として全国に発信する考えはないかどうか。

さらに、これらに対応するには産地体制の再構築を急ぐべきと考えておりますが、市長の考え方をお聞きいたします。

次に、大綱を受け農業団体との一体的取り組みについてお伺いいたします。

農業協同組合の発足以来半世紀を過ぎました。農協合併で広域化し、規模も大きくなったが、農業者の階層分化もじわりじわりと進んでおります。このようなときに米政策改革大綱を受け、農協の果たす役割は極めて重要であると認識しております。消費者ニーズを適切に把握し、寒河江産米の販売に不安のないように生産現場にフィードバックし、銘柄産地の司令塔としての取り組みが重要となっております。

さらに、農協のあり方については担い手を中心とした実質的で公平な事業運営がなお一層大切になってきて

おります。

また、2002年度の食糧、農業の動向に関する年次報告の中でも新しい農業の未来を開くため、制度や改革を大胆に取り組む姿勢が基本的に重要であると力説されております。

農業の基幹となる稲作では、30年以上続いてきた減反による生産調整の対応が限界にあることを示したものであります。稲作改革については、農業者みずからの主体的取り組みとともに、行政、農協の連携による指導、支援が重要とうたわれております。

このことを踏まえ、市当局は効率的で安定的な農業経営を実現するため、農協と一体となって経営の多角化、農業法人の育成、企業との連携、構造改革特区の導入、集落営農などについて取り組む必要があると考えますが、考え方をお聞きいたします。

次に、水田農業ビジョンの策定について。

水田農業の構造改革を進めるに当たっては、地域農業の将来を明確に描く水田農業ビジョン、将来像の策定をしなければならないということになっております。その中には生産計画を明確にすることになっております。具体的に申し上げますと、だれがどの土地でどのような方法でどれだけいつつくるのかなどであり、寒河江市農業の現状を厳しく分析すれば労働力の高齢化と耕作放棄地の増加が続き、農家数も減少していることから、経営規模の拡大で農地が集積されるなら、構造改革を加速する好機にもなります。米政策の転換によって農協、生産者は産地での自主的取り組みが欠かせないのであります。

ここまで米の自由化が進むと、好むと好まざるにかかわらず、それらへの対策を講じなければなりません。米は基本作物であるが、今やほかの農作物、食料品と同じ商品になったことを認識するときであります。

そして、行政と農協の緊急課題として地域水田農業推進協議会を設立して、水田農業ビジョンの策定、誘導に当たるべきであります。

また、水田営農実践組合の立ち上げも必要と考えますが、市当局の取り組みについてお聞きいたします。

米の完全自由化への対応について。

国はとにかく米の生産流通の責任から手を引きたいということであり、今後農家は生産調整のメリットと米づくりをはかりにかけ、個々に生産調整するか否か、農業団体に米を売るか、自分で売るかを選択していくこととなります。生産調整は、現状以上に崩れる可能性があるかと心配されます。生産調整が崩れれば、米の過剰が累積し、米価格は下落し続けることが懸念されるのであります。

また、計画流通制度の廃止により残るのは農協米と非農協米となり、完全自由化になってまいります。既に県間、産地間、農業団体間の熾烈な競争政策がしのぎを削っているのであります。多様な消費の実態に応じ、値ごろ感があり、生産歴の確かな米づくりが求められるのであります。

米販売に当たっては、農業団体単位のレベルでの本格的な米共販体制も求められております。今後とも生産調整は不可欠であり、揺るぎない寒河江市の複合型産地づくりに生かしていく必要があります。

生産を真に担っているのは個人や集落であり、米を自家販売する人も農業団体に売る人も集落のレベルとともに転作に取り組む体制の中で、転作を実際に担っている人に助成金やとも補償金が帰属するシステムもこれ以上必要であります。

大綱は、2010年までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指しています。国による生産調整の配分を必要としない状態が本来あるべき姿であるわけであり、現状での構造改革の推進状況から見ても、その実現は不可能に近いと推察されるのであります。

また、地域水田農業ビジョンの策定を掲げ、担い手の明確化と担い手への土地利用集積の目標を取りまとめることとしており、集落の地区段階において合意形成に向けた話し合いを進め、要件の設定については制度のチェックと寒河江市としての対峙案の研究を広く進める必要があります。

米問題のアキレス腱は、米消費の減退にあります。若い世帯層の米をベースとした日本型食生活離れを無視

することはできません。育ち盛りの年齢期の食が一生を支配することを考えれば、児童生徒に対するトータル的な教育も求められており、食農教育はその原点と考えるものであります。

以上の点から寒河江市の農業は、これまで関係者の一体的取り組みにより、県下の先進地として高く評価されてきました。今後の米の自由化への対応について、農家や農業団体のあるべき姿について市長の御所見をお聞きいたします。以上であります。

佐竹敬一議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午前 11 時 5 分といたします。

休 憩 午前 10 時 50 分

再 開 午前 11 時 05 分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、米政策改革大綱についてでございます。

米の過剰基調が続く中、米価が低落し、米生産農家の経営が圧迫される一方、後継者不足もあって、地域農業、とりわけ米の生産をめぐる情勢は大変厳しくなっております。

こうした中、水田農業を取り巻く環境の変化に対応し、減反を中心とする米政策から脱却し、担い手農業者を主役とした消費者重視、市場重視の政策への転換を図るという米政策改革大綱が、御案内のように昨年 12 月国から示されたところであり、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るため需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を実行し、平成 22 年度までに米づくりの本来あるべき姿を実現しようとするものでございます。

この大綱を受けまして、米の生産流通については市場原理がこれまで以上に強く働くことになり、産地間競争の激化や多様化する消費者ニーズに応ずる「売れる米づくり」がより一層求められることが予想されます。

本市においてはこれまで良品質米の生産に努める一方、米の生産調整を契機としまして、さくらんぼを中心とした果樹、野菜、花卉などの収益性の高い園芸作物の導入、施設化を積極的に推進した結果、寒河江型農業として大きく発展してきたものと思っております。

しかし、本市においても農業従事者の高齢化や担い手不足は、今後の水田農業の存続にかかわる課題となってくると考えられ、国の米政策の転換を踏まえ、今後の本市農業のあり方を検討する機関として、この 5 月に農業振興研究会を設置したところであり、農業関係機関、団体、さらに作業受託組織の代表である大規模稲作農家の方などからもメンバーに入らせていただいております。

この研究会において、作物振興策や地域における担い手農家の育成による地域営農の推進など、本市農業の目指す方向や産地間競争に打ち勝つ米の生産販売などについて、十分論議を深めていただきたいと考えております。

また、寒河江米の産地を全国に発信すること、及び産地体制の構築についてでございますが、近年農協では安全、安心を求める消費者の声にこたえて「土づくり安心米」などの売れる米づくりの生産と首都圏への販売拡大に取り組んでおりますし、本市ではこれまでも補助事業を活用した「土づくり事業」や市独自の「良質米生産向上対策事業」、さらに県などととも米づくり推進運動の実施などに取り組み、高品質米の産地づくりを農協や生産者などと一体となって推進してきたところであり、今後ともそうした取り組みを支援してまいりたいと思っております。

2 番目として農業団体との一体的な取り組みについての御質問がございました。

このたびの米政策改革で、農協は新たな米の需給調整システムの主役となることが求められているほか、需要に応じた米の生産販売、地域特性に応じた水田農業の戦略づくりへの積極的な参画などにおいて中核的な役割を担うことが期待されております。

本市におきましては、これまでも農業生産の振興や観光農業の推進、認定農業者、農業後継者の育成などに市と農業団体、生産者が一体となって協力して取り組んできたところであります。

今回の大綱を受け、地域における水田農業の将来方向を明確にすることが求められておりますが、農業経営の多角化や地域営農安定対策の取り組み、地域における担い手育成などの問題について、引き続き市と農協関係団体等が一体となった取り組みを図り、着実に実行していかねばならないと考えております。

次に、水田農業ビジョンについてでございます。

今回の米政策改革基本要綱では、地域の作物戦略販売、水田の利活用、担い手の育成、土地利用集積などの将来方向を明確にした地域の水田農業全体のビジョンを作成し、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進していくこととしております。

この地域水田農業ビジョンは、市町村、農協、担い手農家などが一体となって作成することとされており、本市では農業振興研究会で素案を作成することとしております。

現在事務局と農協で策定準備を進めているところであり、国の新たな助成措置となる産地づくり推進交付金について、算定方法やガイドラインなどの具体的内容が国から示されました後、9月中旬に第2回目の研究会を開催してまいります。なお、研究会の協議を踏まえ、12月上旬をめどに素案を作成し、集落説明会で意見を伺いながら今年度中にビジョンを策定する予定でございます。

最後に、米の完全流通自由化への対応についてでございます。

米政策改革大綱では、流通制度について創意工夫が発揮できる米産業を発展させ、需要に応じた「売れる米づくり」を流通面から促進するため、現在の計画流通制度を廃止し、流通規制を必要最小限度とすることとしております。米の流通を国が管理している計画流通制度の廃止がされれば、米の生産流通については、市場原理の導入が加速するものと考えられ、産地間競争がより一層激化することが予想されるところでございます。

このため、「米はつくれば売れる」という生産者の意識を改め、コストの削減に努めながら「消費者ニーズにこたえる米づくり」、「売れる米づくり」に取り組むという姿勢がなければ産地として生き残れなくなるのではないかと思います。

今後は、少量でも付加価値の高い米の生産、他産業と連携した米の生産など、他の産地との差別化を図りながら今後の米づくりを考えていかなければならないのではないかと考えております。

その意味で、現在農協では多様化する消費者の要求にこたえるための「土づくり安心米」や自然乾燥米などにこだわり、米の生産拡大を図っており、また県内の他の農協と連携して統一基準による減農薬栽培米を首都圏の生協に販売する仕組みも行われるようではありますが、こうした産地間の競争に打ち勝つためのさまざまな努力が、今後さらに必要になるのではないかと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 鈴木賢也議員。

鈴木賢也議員 どうもありがとうございました。

やはりこれからは生産調整の面積配分から数量配分に移行して、その後は販売の自由化に移るわけでありまして、やはり計画流通制度とか備蓄米の運営、また生産調整がいずれも機能が不全になっております。やはり生産調整がこれ以上崩れますとまた崩れる可能性があるわけでありまして、生産調整が崩れればやはり過剰米も多くなってまいりまして、備蓄米 150 万トンもあります。それも流通市場に参入してくることになります。それによってやはり米の価格水準が大幅に下落するということも考えられます。

やはり米の価格が下落すれば、一番困るのは農家の方でありまして、やはりこれからは消費者ニーズと市場の動向によって売れる米と売れない米の差が出てくる銘柄産地間の競争が、また市長が言うように激化してくると思っております。やはり寒河江市の水田農業でも生産から販売まで一環した米づくりの中で、省力化と低コストによって高品質米と価格競争力をつけた米づくりをしなければならないと私も思っております。

寒河江の複合型農業においても転作農地の活用、配置、耕作期における作物の集団栽培、転換など市内の集落でいろいろ考えまして、効率的に安定的な農業経営を実現するためには、地域農業の将来を明確にするビジョン、将来像をつくっていかねばならないと私は思っています。

やはり、地域対策に対する農業経営を今既に西川町の大井沢地区においては水田を畑地化にして、あの寒冷地において適地、適作をつくるという栽培を行うということをしておりますし、また朝日町の大谷地区では大規模農場をつくってやはり集団化して省力化して、低コストで高品質米をつくっている現状であります。やはりいち早く農業の多様な取り組みは、2010 年までに推進しなければならないと私は思っております。やはり改革に残されている時間はもうわずかでありまして、手をこまぬいていればこのスパイラルを回避する道は永遠に失われてしまうと私は思っております。

それでは、思い切ったこれからの水田農業の施策を市長からお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 思い切って米の水田農業の転換が図られるということが求められてきておりまして、これは何も国から言われたからということじゃなくて、やっぱり農家自体としてもそれに取り組んでいかななくてはならない事態に入ってきているんだと、このようにつくづく思っておるわけでございます、そういう中でやはり米づくりというものを生産面、それから流通消費面と考えていかななくてはならないだろうと、このように思います。

生産面におきましては、やはり土づくりを図りながら、無農薬あるいは減農薬の米をつくるというようなことをやっていかななくてはなりませんし、そして米づくり專業化というようなものも十分考えられなくてはならないと、このように思っておりますし、そして販売面ではやっぱり消費者が求めているのは安全、安心というような面からのことを留意した米づくりということにこれまで以上に留意した対策を講じていかなければならないと思っております。

それでいろいろ 1 問でも答弁申しあげましたように、現在市におきまして 5 月から立ち上げました研究会で議論しておるわけですが、何もこういう対応というものは 5 月の研究会でスタートしたわけではございませんけれども、改革大綱が出されたということを踏まえて、より一層これからの寒河江の農業というものをどうするかということでの対応全体を、これは農業全体を考えていかななくてはならないということでの研究会なわけでございます、ですから、水田農業も水田問題農業もさることながら、やはり米問題、水田農業は農業全体の中でやっぱり取り上げていかないと私はいかんかなと、こう思っております。

ですから、これからの農業というものが特にこの水田農業というのがどう変わっていくかというようなことをしっかり見定めた中で、そしてどういう農業全体の中でどう寒河江の農業を転換していくかということを勉強しなくてはならない。そして取り組んでいかななくてはならないと、このように思っております。

それにおきましては、観光農業ということだってあろうと。これまでやってきた観光面と農業とのつながりというものも重視していかななくてはならないだろうし、あるいは新しい転換作物というものを寒河江のさくらんぼ、あるいはバラというもの以外に何が考えられるかというようなことも十分見定めていく必要があるかとも思っております。

あるいはまた、ほかの産業、観光産業のみならず、あるいは食品、文化、あるいは食産業というようなものとのつながりというような中で米農業、水田農業のあり方というものを見詰めていくことで寒河江の農業をより一層競争に耐え得るような、これは国内的にもあるいは国際的にも耐え得るようなものにしていかななくてはならないと、このように思っておるわけでございますので、これまで以上に行政のみならず関係団体との協調というもの、そしてまた生産者との連携あるいは消費者の意向を十分受けとめるというふうなことをやっていかななくてはならないし、またそして、売れる農業あるいは流通面での対応というものもそれからお一層力を入れていかななくてはならないものと、このように思っておりますので、1 問でお答え申しあげましたようなことをなお一層これからも力を入れていって、これまで何とか寒河江の農業というのは寒河江型農業と、あるいは農協あるいは関係団体との協調というのがうまくいってきたと言われておる寒河江でございますけれども、それまで以上に留意してまいりたいと、このように思っておりますのでございます。以上です。

## 松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 5 番、6 番、7 番について、6 番松田 孝議員。

〔6 番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は日本共産党を代表し、多くの市民の意見や要望をもとに以下通告内容について、市長並びに農業委員会会長に順次質問いたします。誠意ある答弁を期待するものであります。

最初に、通告番号 5 番、寒河江市ごみ処理基本計画について伺います。

戦後私たちの暮らしは、豊かさと便利さを求め、驚くべき速度で製品の開発が行われ、価格の安い製品が大量に消費されたこと、さらには輸入品なども破格の価格で購入できるなど、大量生産及び大量消費で物質的には大変豊かになりました。その到達点は爆発的な普及、消費に比例するように、不必要になった膨大な量の廃棄物が全国であふれ出すとともに、その処理、処分が大型化、複雑化などで社会的な環境問題を引き起こしています。

経済の発展とともにここ数十年の間に私たちのライフスタイルも大きくさま変わりし、機能的にまだ十分使えるものや道具の買い換え、さらには故障があっても未修理のまま処分するなどの浪費型の生活スタイルとなっていることが大きな特徴であります。

このような社会構造の中で、有限である資源の有効利用と最終処分場の延命を図ることの必要性が全国的な緊急課題となり、ごみの減量化とともにリサイクルの推進と対策が行われるようになってきました。

このような状況を踏まえ、寒河江市においてもごみ処理基本計画を平成 8 年 3 月に計画され、豊かな自然環境の保全と清潔で文化的な生活を営むことを目的に策定されました。

その後 5 年後の平成 13 年 6 月に社会状況の変化などもあり、全面的に計画の見直しを実施、その計画と予測は大幅に変更されました。

ここ数年の寒河江市でのごみ総排出量が、平成 9 年度の家系ごみの発生源単位 1 日 1 人あたりは 628.7 グラムの実績であったものが、その翌年に寒河江市を含む 1 市 3 町がごみの有料化を実施したことで 376.2 グラムと、ごみの量が前年比で 4 割も激減しました。しかし、徐々にごみの量もふえ、平成 11 年度は 413 グラム、平成 12 年度は 428.9 グラム、平成 13 年度は 493.4 グラム、平成 14 年度は 508.7 グラムとふえ続け、この 5 年間で 26%も増加しています。

この間平成 13 年度施行の廃棄物処理法改正で一部例外を除き野焼きが全面的に禁止されたことや、同じ年 4 月には家電リサイクル法の成立でテレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンの 4 品目は特定家庭用機器として指定されたことで、市は収集をすぐに廃止しました。

ごみの処分の方法も以前は自前で焼却していたごみ、無料で回収されていたごみの有料化、家電のリサイクル化による負担など、住民にとって思いもよらない負担がふえ続けています。

その影響か、家電製品の壊れたものや粗大ごみ、不要になった生活用品の家系ごみを初め農業関連廃棄物などが山林や耕作放棄された農地に不法投棄されることが多くなってきています。

さらには、崖地や急傾斜地など回収困難な場所に捨てられることが多く、土地所有者、管理者にとって対策がとれない状況になっています。

特に不法投棄は人目につきにくい場所、人通りの少ない場所、時間帯などにねらわれ、投棄されることがほとんどであります。

これらの対策として寒河江市は、不法投棄防止の看板設置や山間地や河川敷などのパトロールを初め、情報提供を受けた場合には迅速に対応する対策もとられております。

こうした中で寒河江市は、不法投棄箇所やその状況について調査を実施しているとのことですが、不法投棄場所、箇所数とその放棄されている廃棄物の状況などの調査結果を伺いたいと思います。

さらには、寒河江市では村山地区不法投棄防止対策協議会と住民の協力を得て大量に不法投棄された箇所について現状回復事業を適用させ、毎年1カ所の回収作業が行われております。その量は毎年3トンから4トンで、廃プラ、家電、農機具などが主に回収されているとのことでした。

こうした行政的な取り組みと不法投棄未然防止のために地域と連携し、監視体制の強化を実施していますが、いまだ過去に不法投棄された廃棄物を初め、一般の方が目に触れない場所に捨てられている廃棄物が秋が深まるとともに目につくようになってきます。

そこで伺います。大規模に不法投棄されている箇所について原状回復作業が順次行われております。しかし、小規模廃棄物や単品廃棄物の不法投棄問題が多くなってきている中で原状回復をすぐに実施しなければ今後その箇所にさらに廃棄物が増加し、環境悪化が進むこととなります。不法投棄の芽は小さいうちに摘み取ることが大切と考えますが、市長は小規模の不法投棄された箇所について対策として原状回復作業をどのように進め、回復を図っていくつもりか見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号6番、中山間地域総合整備事業の推進について、特に生活環境基盤整備事業、田代地区水道施設整備について伺います。

私たちが毎日何げなく飲んでいる水は、市民一人一人が健康で文化的な生活を送るために1日も欠かすことができない大切なものです。特に日本では古くから生水をふんだんに飲める安心な水が豊富にあったことで、その水を探し求め、その土地に居住を構えた歴史があります。

しかし、生水を安心して飲んでいた私たちも最近はペットボトルに入ったミネラルウォーターを飲んだり、台所の水道蛇口に浄水器を設置するなど、水に対する意識の変化が出てきています。このことは、これまで日本の特色とされてきた生水文化の危機が進行していることを物語っております。

こうした中で近年の寒河江市の水事情は、寒河江町当時寒河江川の伏流水を水源として水道整備事業が行われ、昭和29年7月に給水を開始して以来49年が経過し、平成14年度決算で給水戸数1万1,939戸、給水人口4万3,464人で、普及率が99.6%まで普及してきています。

この間に先送りされていた幸生地区にも簡易水道が昭和54年から整備され、翌12月に給水が開始されています。

しかし、同じ山間地域である田代地区にはいまだ公共的な水道施設整備が行われず、現在も住民の手で整備をした小規模水道から給水しての生活であります。

同地区には五つの小規模水道施設と組合があり、それぞれの組合で維持管理と衛生対策、さらにはこれらの費用負担も自前で行われております。

このような状況の中で地域住民からは公営的な水道施設の整備を願う要望が出されています。また、平成10年3月に作成された寒河江市農業振興地域整備計画書の中で生活環境施設の整備目標では全市の上水道化を図るために、特に田代地区の公営簡易水道を推進していく必要があるとしています。

幸いにして葉山の里を中心にした中山間地域総合整備事業が平成12年度からスタートしました。この事業の中で田代地区の水道施設整備事業が採択されましたが、いまだ事業化が進まない状況であります。

水道法の目的にありますように、水道を整備することによって清浄にして豊富な低廉な水の供給を図ることで、公衆衛生の向上と生活環境の改善につながると考えます。

そこで市長に伺います。最近の新聞報道で米沢市の関地区の小規模水道組合の浄水から原虫の一種ジアルジアが検出された問題や過去においても同様の病原性原虫クリプトスポリジウムが発生するなど水道を巡っては深刻な問題が数多く発生しています。このことから、田代地区などの小規模水道に対して、安全でおいしい水を供給できるように当面指導と支援を図っていくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、寒河江の水道整備事業が着工、創設時から半世紀が経過し、これまで第1次、第2次拡張事業では町村合併により行政区域の拡大に対応するために、市中心から周辺部への給水を目的とし、全市水道化を目標に整備が行われてきました。その後第3次を経て平成14年度から新たに将来の水需要に的確に対応し、安定供

給を図る理由で寒河江市上水道第4次拡張事業が進められています。

一方で、田代地区は山間地域で遠隔地に位置していることなどの理由から、これまでの拡張事業にも組み入れがなされず、現在に至っています。水は生活する上で最も重要で安全なものでなければなりません。そのためには公的に管理の行き届いた水道施設整備を最優先課題として検討すべきと考えます。

現に中山間地域総合整備事業の中で進められている生活環境基盤整備事業での田代地区水道施設整備は、何年度に予定されているのか伺いたいと思います。

最後に、通告番号7番、農業振興について農業委員会会長に伺います。

国の農業政策のひずみなどから農家・農業生産者の労働意欲は低下し、同時に我が国の自給率も低下の一途をたどっています。これまで市内中心部や周辺部では、生産性向上を図る目的で水田のほとんどが圃場整備や用排水の条件整備が行われてきました。

また、樹園地についても基盤整備などが実施され、生産性の高い農用地として有効利用されています。

一方では高齢化の進展、担い手の不足、後継者不在などの波が特に中山間地域に著しく押し寄せて、かつての国民の食生活を支え続けてきた水田や畑は、その面影を残すこともなく荒廃してきています。

特に山間地の農地は、自然的、地形的条件も悪く、生産性が低いことや過疎化が進行していることで耕作放棄地がふえ続けています。特にここ数年は県道沿いや市道沿いの農地までが雑草や樹木が生い茂り、管理をする人影もなく、耕作放棄されている状況が目につくようになってきています。

ところが、こうした農用地に特に建設廃材や残土、製品加工による残土を農地や遊休地、耕作放棄地などに農地改良名目で埋め立てられています。

このような実態が多くなりつつある中で寒河江市農業委員会は、西村山1市4町の農業委員会を中心に現地調査や協議を重ね、違反転用や周辺農地への劣悪化を防止するため寒河江市農業委員会は、農地改良指導要領を他市に先駆けて昨年9月に施行されました。その後指導要領に基づき指導、助言などを行っているとお聞きしております。

そこで伺います。寒河江市農業委員会農地改良指導要領の第2条では「農地改良とは現に耕作している農地を生産向上のために盛り土などで区画形質の変更をすること」を定義づけています。ところが、指導要領が施行したにもかかわらず、山間地域では以前と変わらず、遊休地や耕作放棄地への残土による盛り土が行われています。こうした行為は、農地改良の趣旨にそぐわないと考えますが、具体的な指導について農業委員会会長の見解を伺いたいと思います。

次に、指導要領の第5条では周辺に迷惑にならないように盛り土の高さ制限を設けています。その内容は、乗り入れの道路面より30センチ以内の盛り土までと制限を加えています。しかし、平坦な農地であればこれらの制限で十分対応できると思われれます。御存じのように、山間地の農地は急斜面やなだらかな斜面に位置し、棚田的な農地がほとんどであります。この棚田の上層部に乗り入れの道路がある場合、極端ですが、沢一つが埋まる状況にもなります。しかも農地改良と称して棚田状態の斜面を残土捨て場として活用し、盛り土を行うことになれば農業の多面的機能が全く失われ、大雨などで大きな災害を引き起こし、単に農家だけでなく、やがて地域にも大きな影響を与えかねません。

委員会では届け出に記載された内容について審査や必要な指導を行い、受理書を交付しているとしていますが、さらに周辺農地などへの障害や影響を防ぐためにもり面の高さ制限、排水溝などの整備基準を設け、安全対策を図るべきと考えますが、農業委員会会長の見解を伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業委員会会長。

〔武田 浩農業委員会会長 登壇〕

武田 浩農業委員会会長 農地改良指導要領について松田議員にお答えします。

農業を取り巻く厳しい環境の中、中山間地における耕作放棄農地の現状につきましては、農業委員会としても憂えており、大きな課題としてとらえています。

平成 11 年度には農業委員会独自で実態調査なども実施しているところでございます。

さて、御質問の農地改良指導要領につきましては、違反転用防止を目的に昨年 9 月に制定いたしました。県内の対策状況も十分考慮し、策定したところでございます。

農地の改良につきましては、農地法の許可が不要ですが、盛り土などの農地の形質変更を伴うことから、これまでは実施する農家に対して現況変更届の提出を任意で求めておりました。しかし、近年単なる残土処分、悪質な場合は建設廃材の埋設ではないかという疑念の持たれる事例が発生していたことから、農業委員会としてもより適切な厳正な指導を行うため、農地改良指導要領を制定しました。

発生した事案につきましては、不適切なものの撤去、耕作に適した土の入れかえなどを指導し、改善をさせているところでございます。

次に、中山間地などの耕作放棄地などの農地改良につきましてお答えします。

指導要領では農地改良は現に耕作している農地を対象としておりますが、耕作放棄地につきましては、周辺の耕作農地への悪影響もあることから当然耕作復帰が望ましいと考えております。したがって、耕作を条件にこれを認めているところでございます。

しかし、これが悪用され、他の目的で利用されるのであれば、趣旨に反しますので、歯どめ措置を行っておるところでございます。

一つは、当該耕作放棄地の所有農家の意思で農地改良を行うことが確実で、耕作計画が適切な農家について農地改良届提出の際には、地区農業委員の認証を受けることを義務づけております。

次に、完了した場合は地区農業委員にもう 1 名の農業委員による複数確認を義務づけております。作物の作付をもって完了と認めるなど、厳密な監視を行っているところであります。

昨年の指導要領制定以後、本年 8 月末現在までに 37 件の農地改良届が提出されております。うち 5 件は、農業委員の日常的な農地パトロールにより発見され、指導の上提出させているものです。

次に、山間地の傾斜農地の農地改良を実施する場合については、従前の農地面積に比べて造成後の農地面積がどの程度確保できるのか、その耕作計画は適切なものかを審査の上受理をしているところでございます。

また、のり面保護や排水の問題については、提出された造成計画について建設関係課より指導を受けるとともに、工事中の排水問題が懸念される場合には土地改良区との事前協議を義務づけているところでございます。

指導要領制定後間もなく 1 年が経過しようとしておりますが、この間の事案についての指導内容の自己評価を行いながら、御懸念いただいたような事例が発生しないよう今後とも適切な指導に努めてまいるといふ所存でございます。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも答弁ありがとうございました。

それでは、2 問に入らせていただきます。

不法投棄の実態についてお聞きしましたけれども、やはり大型の捨てられている場所は 3 カ所程度だということでお聞きしておりますけれども、そのほかに小規模な場所については 23 カ所把握しているような状況と聞いております。ですけれども、こうしたところが一般的に今全然回収が行われていない状況になってきております。ですから、これを何とか地元の人でも何とかする方法はないのかなという声が非常に多く出てきております。

それで、この答弁の中で減免制度などもあるようですけれども、実際にこうした減免制度の中身を市民は全然知らないんですね。ただ、環境課の窓口で電話すれば何とかしてくれるんじゃないかというので電話している状況です。ですから、こういう減免制度をきちっと設けているのであれば、市報とかあるいは広域の広報などでやっぱり住民に知らせるべきだと思いますけれども、この辺について市長はどう考えているのかお聞きしたいと思います。

それと、やはりこうした小型のやつで特に家電製品が他人から自分の土地に捨てられた場合には自分で負担してこれを処分しなければならない状況になってくるんですね。ですけれども、今町を歩きますと、特に電気屋さんの前とか、あとはちょっとした見えないところの畑とか、そういう場所に家電が非常に多く捨てられているんですね。実際家電製品の販売店に行きますと、私の家でもこの場所に家電の廃棄物を置いておくんですけれども、実際次の朝見ると 2 台とか 3 台テレビ置いてある、そういう状況が今現実に発生しているんです。

ですから、先ほども市長は自分の責任である程度そういうことのないように管理、監督しなければならないという答弁もありましたけれども、これは実際としてそこまで果たして管理できるかなと私は思うんですけれども、この辺の減免制度みたいな形である程度していかないと解決しない問題ではないかと思うんです。

なかなか非常に難しい問題でしょうけれども、この辺にも行政として一つの考え方を今やっぱり示すべきではないかと思っておりますけれども、この辺についてもお聞きをしておきたいと思っております。

あと、実際としてこういう不法投棄を減らす方法として、今全国でクリーンセンターなどの営業を土曜日、日曜あるいは祭日を月 1 回とか月 2 回とか設けているセンター施設があります。ですから、こうした不法投棄を防止するためにも、このクリーンセンターあたりの日曜営業をぜひ寒河江市からも要望していただきたいなと思うんですけれども、この辺についても市長は理事会などでもいろいろ議論されておるとは思いますが、この辺もやはり市民の立場からいえばやはりごみを仕事上の関係で、普段の日にクリーンセンターに搬入できない人が多くおります。ですから、ある程度年末年始なんかは日曜日もある程度の祭日というか、の中で 1 日か 2 日かやっていますけれども、実際は非常に込み合うんですね。ですから、日ごろ月 1 回でもこうしたことを行ってもらえば非常に周辺が明るく、環境のいい地域になっていくのではないかと思いますので、この辺についても市長の見解をお聞きしたいと思っております。

今、クリーンセンターの営業を行っているのは果たして民間の業者委託の中でやっているのか、または直営でやっているのか私も余り調査していませんけれども、やはり民間であれ事業者であれ、いろいろな中で調整をしながらある程度サービスをしていく時代じゃないかと私は思いますので、この辺ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、中山間地の総合整備事業についてですけれども、この問題を出したのは、やはり米沢市の原虫の問題で新聞に非常に大きく報道されましたけれども、この問題についてもやはり寒河江市では特に田代地区が今地区として 5 カ所の組合がありますけれども、この地区で自分たちでまるっきり管理して検査とか管理もやっておる状況です。しかし、最低の項目だけしかこういう検査項目とかあるいはそういうものをやっていない

んです。

あと滅菌器なども独自で設営して、これは滅菌器なども約 20 万円ぐらいしますけれども、これも 5 年ぐらいで器具がだめになって、それを更新しているようになっております。ですから、費用負担が地元としては非常に大きくなってきているんですね。そのほか電気代とか建物の維持とか、そういういろいろな負担がかかっております。

それとこの維持管理については、特に田代地区は雪が非常に深いものですから、水漏れした場合、水が出ない場合特にその組合の管理者に電話するようになっておりますけれども、実際にはその管理者が 4 キロも冬道を歩いて水が出ないところを探し求めて、そして一たん帰ってきて、またいろいろな部品や道具を持って補強するような状況が常に起きています。

ですから、先ほど市長は一般の水道料金も住民は払っているんだから、それと同じように負担をお願いするような話もされていましたが、現実的にその費用負担は毎月一つの組合に聞いてみましたけれども、2,000 円ぐらい負担しているんです。それと滅菌器だの、そういう大型の設備をしたときにはまた新たに徴収しているような状況であります。

ですから、維持管理するための作業の負担が非常に地元としては大きい問題になっているんです。特に高齢化が非常に高い地区でもあって、やはりこの作業に出られない人は新たな負担金としてまた徴収されるような状況になってきています。

ですから、こうした問題も各地で起きているんだと思いますけれども、今回原虫が発見された米沢市などでは非常に対策はとられていたんですけれども、こういう問題が発生してきたんですね。この米沢市の関地区は七つの組合があって、それぞれ組合で管理はしているんですけれども、検査項目については全部市の負担でやっているんです。そのほか設備に関してもある程度、工事費の 3 分の 2 を助成しているんですね。そして、今年度の小規模水道に関する補助金が 359 万円ほど補助しているんです。これだけ実際地元負担させてもいろいろな障害が出てくるんです。

確かにこういう問題ばかりじゃなくて、やはりいろいろ管理するに当たって非常に困難さもあることから、こうした事業を米沢市は実施しているのだと思いますけれども、このほかにもほかの市町村でもやはり事業費の費用負担、あるいは補助金を出しているいろいろとカバーしているような状況もありますけれども、この辺についてももう少し行政としてやはり公正な負担をすべきは本当でしょうけれども、一部この辺についても配慮も必要ではないかと私は考えていますけれども、もう一度市長の見解をお聞きしたいと思います。

あと田代地区の水道施設の整備について平成 9 年度あたり要望書が出されたと思うんですけれども、なかなか地元では採択はなったんですけども、いつやってもらえるのか非常に待ち望んでおります。ですから、一日も早くこうした田代地区に水道施設の完備をお願いしたいところなんですけれども、実際県の予算もあって、非常に採択するに難しい、そして大型というか、非常に大きい予算がかかる予定になっておりますので、なかなかこの事業に踏み切るのが困難な状況だと思っておりますけれども、ぜひ地元のためにも一日も早く採択された案件でありますので、地元のやはり地域住民のアンケートやそういう対策の中で協議して最優先に進めていただきたいと思っておりますけれども、その辺についての今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

あと農業委員会の会長に伺いますけれども、今非常に耕作放棄地が多くなっておりますけれども、2000 年の世界農林業センサスの結果を見ますと、寒河江市においても平成 7 年度から 12 年度の対比で 71.8%耕作放棄地が非常に多くなっているんです。特に山間部では極端にここ数年の間ふえておりますけれども、やはり農業を振興させる上にはいろいろな諸条件はあると思います。先ほども鈴木議員の中でもいろいろありましたけれども、この地域の山間地域の耕作に対してやはりいろいろな指導、援助をしていかないとどんどん耕作放棄地がふえている。そして、高齢化も伴ってこうした問題が次々と大きな地域として課題も残ってきております。

農地改良の目的にあるように、やっぱり現に耕作しているところであれば正式に手続上は可能なんですけれ

ども、現に今第1問にも申しあげましたけれども、現に耕作放棄地に今非常に大型のダンプカーを入れて残土を積み上げているような状況になってきております。これはやっぱり将来農家としては、結果的に平らにすればある程度自分でも利用できる。または、やっぱり他人も借りる人がいるのではないか。そういう目的である程度しているんでしょうけれども、実際農業委員会の方の農業委員なんかもいろいろ指導なさっておりますけれども、実際にはもうまた荒れ地に戻っているような箇所が多く出てきております。

そして、実際私も現場いろいろ見てみますと、数年前に清水山のちょっと下流になるんですけども、残土が非常に大きく盛り上げた場所があるんです。実際そこに行ってみると大分路肩が崩れて、土どめをしているんですけども、非常に大雨によって土砂が流されて崩れているような状況で、排水溝も埋まっているような状況が見られます。

そして、その水の流れた後を見ますといろいろな鉄筋やいろいろな残材があらわに出てきているんですね。ですから、非常に農家に責任はあるんでしょうけれども、やはり行政として監督すべき農業委員会がこの残土の内容、残土といっても非常に土としての区分が非常に私は難しいと思います。土というのはどういう状態かということ表現すれば一番いいんでしょうけれども、残土として区分するにはちょっと難しい面もあるのかなと思います。

ですから、最後の30センチぐらいは耕作できるような土を入れてくれということで指導なっておるようですけども、実際にはこの中身の対策などももう少しきちっとすべきと思います。

それから、路肩の問題とか、あと盛り土の高さ制限、これは本来はやはり要領ではなくて、きちっと法律でできれば本当は一番いいんでしょうけれども、県の条例なんかもなく、農林省あたりのあれですとやはりその自治体で監督しているんだから、自治体の管理の中でいろいろ条例をつくったりすべきだと言っておりますけれども、やはり今後要領だけで対応し切れない部分が非常に大きくなってくると思います。

今現に千葉県とか埼玉県あたりを見ますと、ほとんど条例をつくってこういう対策をとっております。ですから、今後やはり農業委員会レベルでこうした対策もある程度一定は可能だと思いますけれども、今後やっぱりいろいろ行政に働きかけて条例化なども制定するような動きをつくっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第2問終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 2 問にお答えいたします。

不法投棄箇所も行政あるいは関係者の力添えによりまして減ってきておるわけでございますが、現在は 2 カ所ということになっておりまして、この 2 カ所につきましても今対策を講じておるわけでございますが、こういう不法投棄箇所がふえないようにこれからも十分監視の目を光らせながら、あるいは市民の御理解も得ながら、このように思っております。

それから、市民のみならず、どこから来るかわからない原因者不明というようなものもございますので、そういう面にも十分目を光らせていかななくてはならないと、このように思っております。

それから、この減免制度の問題につきましては担当課長の方から詳しく具体的に申しあげたいと思っております。

次に、やはり何にしましてもモラルの問題だと、このように思っておりますが、いわゆる公衆道徳というものがやっぱり徹底していかないと不法投棄という失態は出てくるわけでございますので、先ほども申しあげましたように各種団体等あるいはボランティア活動等で 60 団体余もの方々にお力添えを賜っておるわけでございますけれども、それでもまだ不法投棄なり、あるいはばい捨て等々ということが起こるわけございまして、残念でならないわけでございますが、何かにおいても行政任せあるいは他人任せ、他人に後始末をさせるという観念はやっぱり払拭してもらわなくてはならない。自分の地域は自分できれいにすると。そして、ごみは投げないんだというようなことを徹底して意識の改革というものをなお一層必要だろうと、このように思っております。

それから、日曜祭日等のクリーンセンターの稼働についてでございますが、これは広域行政事務組合の中で検討させていただきたいと思っております。

それから、田代の水道組合に対する負担助成についてでございますが、これは先ほども答弁申しあげたとおりでございますが、受益者は受益者なりにそれなりの負担をしていかななくてはならないと、このように思っております。

それから、県なり市というものは、十分安全という面での配慮というものを十分これは検査なりあるいは監視体制というようなものは、これはとっていかなくてはなりません。なお一層そういう徹底をしてまいろうと、このように思っております。

それから、中山間地域の総合整備事業の中でございますが、現在先ほど申しあげましたように農業生産基盤というものから始めておるわけございまして、その後生活環境基盤というように入っていくということを聞いておりますし、また見直しの中で事業施行期間も延長されるということも聞いておるわけでございますので、できるだけ早く実施できるようにこれからも県の方に要望してまいりたいと、かように思っておりますのでございます。以上です。

佐竹敬一議長 農業委員会事務局長。

小松仁一農業委員会事務局長 お答えをさせていただきます。

先ほど松田議員がおっしゃったいろいろな問題がこの問題についてあるわけですが、それらを踏まえながら法的なあれもないということで、この農業改良指導要領をつくったわけですので、また設置をして1年ということですので、そこら辺を見きわめながらこの後は進めていきたいというふうに思っております。以上です。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 お答えいたします。

クリーンセンター等に搬入する場合には、通常のごみでありますと指定袋で搬入しているわけでございます。これが不法投棄されたごみを地域の方々が集めて処理していただくという場合には、一つとしてはボランティア袋をお配りいたしまして、そのボランティア袋に燃やせないごみ、燃えるごみの二つの分別で分別していただいて、最寄りのごみの集積所にその燃えるごみの日は燃えるごみ、燃やせないごみの場合には燃えないごみを出していただくようお願いしているところでございます。

ただ、大がかりにクリーン作戦を展開しながらボランティア袋を使用しないで、例えばトラックとかに積み込んでクリーンセンターに搬入する場合には、直接持っていかれても不法投棄されたごみ、いわゆるボランティア活動で集めたごみという区別がつかまないので、私どもの方に事前に連絡していただいて、クリーンセンターと私どもの方で協議して、何日に何時ごろどこの地区の何という方がクリーンセンターの方に不法投棄ごみを搬入するのでよろしくお願ひしますという形の連絡をとるようにしてございます。

これは、一つは、そのごみの処理料の減免の手続が必要なためでもございます。搬入されたごみの重さをはかって、幾ら幾ら減免という形で対応するようにしてございます。

あともう一つは、直接搬入する場合にはクリーンセンターに搬入できないものもございまして、そういう場合もございましてから、私どもの方に御相談していただきたいと。搬入できないごみについては、どう対応するかもそのときに地域の方々とお話を持っている状況でございます。

あと、この手続などの広報についてでございますけれども、ボランティア袋はほとんど多くの市民の方々がボランティア活動に参加していただいて、ボランティア袋を使用していただいているわけでございますので、ボランティア袋については御存じだというふうに理解しております。

あと、大がかりにやる場合にはやっぱり 1 人ではできませんので、恐らくは地区とか地域とか団体が実施するだろうと思います。その際には私どもに連絡していただきたいと。これまで町会長さんの集まりや衛生組合長さんの集まり、廃棄物減量等推進委員の集まりの中でこういう場合にはこうしてほしい。あとはごみの減量化、不法投棄の防止、あとモラルの向上などについてももろもろお願いして周知しているところでございますので、そのように御理解お願いしたいと思ひます。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 不法投棄の問題については大体大方わかりましたけれども、やはり住民に徹底させるということが先決問題だと思います。ですから、この町会長さんとか衛生組合長さんとかに連絡はしてあるんでしょうけれども、やはり広報で一般的な市民に知らせることも私は必要だと思いますので、ぜひこの辺も検討してもらいたいと思います。

そして、先ほども市長はモラルの問題とかいろいろ出ていますけれども、現に周りを見ますと地域によっては非常にきれいになってきました。モラルもマナーも少しは住民運動でクリーン作戦などやっている中でやはり向上しているのかなと私は思いますけれども、ただ、今現状を見ますと、従来にあったものがほとんどなんですね。やはりただ新しい道路が切られたところとか林道が切られた場所については、また新たに出ているようですけれども、一般的に私の家の周りを見ていまして、やはり以前に捨てられたごみが多いことから、やはり少しこの辺で具体的に対策をとれば、将来ともきれいな環境になっていくのではないかと私は思っておりますので、ぜひ小規模なごみの対策も少し目を向けていただいて、徹底的に回収して、いい環境にしていきたいなと思います。

それから、田代地区の水道整備についても今後やはり早い時期にしなければいろいろ費用の負担とかいろいろな問題で高齢化の中で住民負担が多くなってきます。ですから、これらを今維持するために地域でも頑張っていますけれども、少しでも検査費用ぐらいはやはり行政で負担してもらえば、ある程度いい安全な水を確保できるのではないかと考えております。

今田代地区には庚申水ということで非常に有名になってきておりまして、周辺からもいろいろな水をもらいにくる人が多くなっています。ですから、こういうおいしい水を確保するためには、やはり徹底して安全対策をとっていかなければ地元民ばかりでなく、いろいろな住民が影響を及ぼすこともあり得ると思うので、この辺について今後検査費用とか、そういう費用ぐらいはぜひ検討をしていただきたいと思います。以上で終わります。

## 松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 8 番について、15 番松田伸一議員。

〔15 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 遮水シートの効能や建設コストについてお伺いいたします。

この質問に関しては、ことしの 3 月議会でも取り上げました。御答弁いただいたその後ですけれども、私なりに疑問を感じたり、環境カウンセラー仲間から専門的な情報や市民が抱いている率直な疑問点なども交えながら質問してまいります。

質問もできるだけ簡潔にいたしますので、市民の皆さんにもわかりやすく将来を見据えた市長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

遮水シートにかかわる質問に入ります。

多面的水面広場の漏水防止対策で市長は、今考えているのは価格も安くて水に強く、膨張力、膨潤力の高いベントナイト系シートを考えているとの答弁がありました。そのとき私はベントナイトと聞いて、あああのベントナイトかと少し安心したわけです。私のベントナイトに対する知識は、戦時中に食べたビスケットなどの増量剤として用いられた記憶と、深井戸のボーリングなどで途中からの水どめや石油掘削などに潤滑剤として用いられているという程度、その程度の知識でした。ベントナイトそのものからの環境負荷が少ないものと判断したわけです。

その後、私の所属している山形県のカウンセラー協会の総会で、工業部門を担当しているカウンセラーの方から「寒河江市で遮水シートにベントナイトを使用する工法がとられると、そのような情報を聞いているが、いろいろ問題がありそうです」という情報をいただきました。早速担当課に伺いましたところ、どんな問題があるのか実験をしているとのことでした。

市長の答弁にもありましたが、ベントナイトは水に合うと水分を吸収し、膨張します。適度な水分を与えますと隙間に膨張したベントナイトが浸透し、水を遮断する力を発揮することになり、トンネルのコンクリート内に用いられたり、遮水効果を発揮して防水の役割を担うということです。

種類もナトリウム系とかカリウム系とかあることも知りました。いろいろな用途に加工され、高膨潤性、中膨潤性、低膨潤性などのほか、鋳物の型や工業製品から化粧品、医薬品までに用途が多岐にわたっていることも知りました。

私は、寒河江市で用いようとしている遮水シートの実物を拝見したわけではないのですが、私に情報を提供してくれたカウンセラーによれば、遮水に用いるビニールなどの裏側に二、三ミリ程度ベントナイトを塗布し、ベントナイトでビニールを保護し、ベントナイトを裏面に張りつけたビニールを順次湖底に敷き詰めて防水する。そのような工法を採用するのではないかという話でした。

伺います点は、この方法では問題があるということのを市ではいつごろ入手したのか。実験の結果、結論を出すには長時間かかると予想していますが、現段階での問題点は何であるかを伺います。

また、ベントナイト遮水工法で問題が生じた場合、不適當となった場合、この方法にかかわるどんな工法を採用する予定なのか。コストはベントナイト工法に比べ、どの程度価格差が生じるのか。

次に、水面広場の利活用について伺います。

市長は、大会の開催など、これから考えると答弁されましたが、完成時の使用目標はこんなふうでありたいとの目標は描かれていると思います。完成時には「このような利用ができません」とかを市民に知らせておく必要があるのではないかと考える者の 1 人ですが、建設途中でこれから利活用や利用目標を早く示すことにより、市民の意気込みも違ってくるのではないかと考えております。現実的な利用を示すことにより運用の方法、方

向づけ、市民からの活発な発想も可能になるのではないかと考えています。どのようなものでしょうか。

例えばインターハイの誘致とか、各高校へのトレーニングメニューなど、アピールを今からしておくに対応の仕方も必然的に生まれてくるのではないかと考えます。現段階ではどんなものを想定しているのか伺います。

また、この前の質問とちょっと重なるようになりますが、工事の進捗により部分的に順次供用開始するのか、全部完成してから供用を開始するのか伺います。

3番目に取水、排水の方法について。

まず、取水の方法ですが、源流からそのままポンプアップによる取水をするとのことですが、それ以外にはどんな方法があるのかを検討するのか、幾通りぐらい検討されたのか伺います。

また、平常時取水現場で揚水の揚げる高さをどの程度見ておられるのか。それから、取水を始めてから満水までの所要時間をどの程度時間を見ているのか。

それから、最後になりますけれども、排水は閑散期を利用して行うと想定しておりますが、毎年実施するのか。行うとすれば何月ごろ行う予定を立てているのかを伺いまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 何点かの点についてお答え申し上げます。

まず、遮水シートの効能や建設コスト等々についてでございますが、最上川寒河江緑地の整備につきましては、市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、自然との触れ合いの場としまして最上川の水資源を活用した水上スポーツが可能な多目的水面広場を初め、グラウンド広場、芝生広場を主施設として整備しようとするところでございます。

本年 3 月に国土交通省より占用並びに掘削の許可を得て、現在平成 14 年度の繰越事業として多目的水面広場の掘削、土砂運搬、また堤防に土を腹づけする工事を行っているところであります。

今年度の工事といたしましては、多目的水面広場のはけ口の工事を予定しており、その構造物の詳細設計について現在国土交通省と協議中であり、最上川の湧水期となる冬期間に合わせ、施工計画をしているところでございます。

まず、多目的水面広場の遮水シートについてでございますが、先般の議会における質問に対しベントナイト系遮水シートを考えている旨のお答えをしたところでございます。

当時の段階では、基本計画の中でさまざまな種類の遮水シートを比較したところ、当該シートによる遮水は、シートが破損した場合にベントナイト層が膨張し、止水する修復機能があり、傷に耐える耐外傷性が高い特徴があります。また、国土交通省の公共事業で使用された実例も数多くありまして、よりよい一つの方法として考えていたところでございます。

ただ、これら遮水シートについては、通常頻繁に土木工事で使用されるものではありませんし、非常に特殊な製品でもあります。

施工に当たっては、現地における土質や施工法など詳細な適合性について現地テストを行い、十分調査した上で慎重に検討し、最終的な選定をしなければならないと考えているところでございます。

そのようなことで、ことし 3 月末に国土交通省からの掘削許可がおりるのを待って現地を部分掘削し、実際にベントナイト系遮水シートを敷き、現地テストを実施したところでございます。

どのような遮水シートを選定するかについては、水槽に万が一、人が誤って入った場合の安全のため、シート表面が滑らないこと、それから遮水が確実なこと、そして耐久性にすぐれていること、加えて掘削した下地になじむこと、また単価、施工方法を含めた経済性などを設置条件と考えているところでございます。

使用を考えているベントナイト系遮水シートの現地テストを行った結果、何点かの条件はクリアするものの、シート接合方法が幅の広いビニールテープで張り合わせる程度であり、確実性に乏しいこと、のり面に施工したシートのベントナイト層が不均一になりやすいこと、また、一度水を含んで膨らんだベントナイトが、冬期間に水を抜いた場合に凍結し、さらに膨らみ、解けたときに遮水効果が減少することなどが懸念されたところであります。

以上のようなことから、当該製品は本件の水面広場には向かないのではないかと判断したところでございます。

それにかわるものを選定するため、さらに検討を重ね、全国の公共事業でも使用実績の多いゴムアスファルト系の遮水シートについて先進地視察などを行いながら、安全性、施工法、コスト及び維持管理等について研究、検討を重ねてきたところであります。

その結果、シート表面が滑らず、下地になじみ、接合方法の確実性、耐外傷性、いわゆる外傷性に耐える耐外傷性が高いなど、設置条件に合致し、かつベントナイト系シートと比較して経済的にも安価なゴムアスファルト系の遮水シートが最適と考えているところでございます。

今後においても遮水シートに限らず、実施設計の段階でさまざまな観点から検証し、安全性、効率性、耐久性、コスト縮減策を講じながら事業促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、水面広場の利活用についてでございます。

多目的水面広場をレーシングカヌー競技 500メートルの公認コースとして常設することにしており、中学、高校生のジュニアクラスの全国大会や東北大会及び県内の国体予選などを誘致してまいりたいと考えております。

レーシングカヌー競技については、御案内のように寒河江高校、谷地高校の生徒が全国大会においても優秀な成績を残しているところであり、これらの部活動の練習コースとしても利用できるところでございます。

また、水面広場は、レジャーカヌーやゴムボートはもとより、たる船競争などアイデアを駆使した水上運動会など、市民が気軽に楽しめるところでございます。

さらに、水面広場とグラウンド広場を一体的に利用したミニトライアスロンなども考えられ、より幅広く利用していただけるものと思っているところでございます。

そのほか、ラジコン水上機の大会などを開催したいという話も聞いております。

以上のようなことを想定しているところでございますが、今後カヌーなど水上スポーツが小学生のスポーツ少年団活動、中学校の部活動にも広がるよう底辺拡大を図ってまいりたいと考えております。

今後とも水面広場を使った多目的な利用について、市民の方々より幅広い御意見を伺ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、供用開始のことについてのお話がありました。完成した施設から部分的に順次供用開始していくのかということですが、現在全体計画の中で多目的水面広場については、堤防側に位置し、掘削等も伴うことから、効率的に工事を推進するため、優先的に施工し、最初に完成させてまいりたいと考えております。もちろん施設の有効利用の視点からも完成した時点で順次供用開始してまいりたいと考えております。

それから、取水、排水の方法についてでございますが、ポンプアップ以外の方法も検討されたかというような御質問がありました。取水方法としましては、自然流入による取水、無動力による取水、そして今回選定している動力を使ったポンプアップの3通りを検討したところでございます。

最初の自然流入による取水でございますが、以前にもお答え申しあげましたが、最上川本流から自然勾配による取水となりますと、この緑地の上流の此の木橋付近を取水位置としなければならないのでございまして、引き込み区間のルートの確保が非常に難しく、多額の工事と維持管理費用を要するものでございます。

それから、無動力による取水方法でございますが、ちょうど最上川寒河江緑地の対岸に中山緑地がございますが、ここで現在使用されているポンプが無動力方式でございます。全国で初めて設置されたものでございます。ランニングコストを考えた場合、無動力は魅力でありますので、これについても検討したところでございます。この方法は、水車とポンプが同軸で動く構造になっており、取水する量に対しその動力となる水車を回転させる水量は約30倍を要するものであり、少量の取水に適しているものでございます。

また、水車を回すためには一定の落差も必要で、上流部から配管を引いてくる必要があります。自然流入と同様、ルートの確保が困難であることが挙げられます。さらに、汎用性がなく、受注生産であることから、製品価格も高額なものとなります。

ポンプアップについては、電力は必要なものの工事費、維持管理費等が前の二つの方法と比較し、低く抑えられるため、水中ポンプによる揚水方法で計画しているところでございます。

それから、揚水高低差についての御質問がございます。取水地点については、取水のロスを少なくするため、極力導水管延長が最短となるよう、緑地の最上川上流部の水面広場に近いところからの取水を考えております。

この取水地点における最上川の平常時の水位と国土交通省の河川将来計画のデータに基づいて設計した水面広場の水位の高低差は約3メートルになっております。

それから、満水までの時間はどの程度必要なのかと、このようなことでございます。多目的水面広場の規模については、御案内のように長さが 600 メートル、幅が約 120 メートル、水深が 1.5 メートルでございます。容積が約 11 万立方メートルでございます。取水ポンプの能力が 1 分間に約 26 立方メートルであることから、水面広場が満水になる所要時間は約 3 日間の 72 時間ぐらいになります。

それから、排水は、毎年実施するのかというような質問でございますが、水面広場の利活用は、今申しあげましたようなレーシングカヌー競技などの水上スポーツなどで、春から秋にかけて利用されるものであり、現段階では冬期間の利用については無理かと思っております。したがって、冬期間は安全性、経済性を考慮し、排水しておくことが望ましいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 御答弁ありがとうございました。

私は取水時間とか排水時間とか高低差とかお聞きしましたのは、今試験的に遮水シートの実験をやっているという話ですけれども、遮水シートも何も使わないでそのまま用水を自然のまま任せると。どのぐらい1時間当たりロスする時間がかかるのか。そういうふうな実験もする必要があるのではないかと考えたわけです。

何も使わないでするというのは余りにも唐突かもしれませんが、もしできれば湖底に粘土層を張ったりしてある程度の皮膜をします。そんな工法、何も使わないでする方法が必要と供給のバランスである程度競技期間だけとか、あと取水の量のある程度調整すれば満水状態になっているのではないかと、そんな実験もする必要があるのではないかと。漏水を最初から計算しておくという方法です。こんなこともしたらどうかと。もしつくるのであればですけれども、日本古来のいろいろな遮水方法がとられているものがたくさん大きな堤とか、それから取水法の防水対策とかいろいろ漏水対策とか、そんなものがあるのではないかと考えたわけです。

そういうふうな意味でまだ実質的な貯水期間に入る前に幾通りかの遮水シートを実施計画に移すまでの期間もあると思いますので、そのような実験もしてはどうかということです。

あと、競技の使用目標ですけれども、これからインターハイの予選とか国体の予選とか、いろいろ挙げられましたけれども、完成時に一応イベントとか考えるのがやっぱりそういうふうな大きな事業の中には必要ではないかと考えたわけですけれども、そのような他団体とのさまざま関連する機関があると思いますけれども、そういうふうなところと連携をいつごろから本格的にとられるのかお伺いいたします。

それから、冬期間の休んでいる時間に、これは担当課とも話ししたんですけれども、なかなか難しいようですけれども、のり面がある程度長くできるわけですから、それを利用してある程度の冬期間のミニスキー場としての利用できないかというような話はしたんですけれども、それはいろいろ不可能なようですけれども、そんなこともありました。

それから、順次これからは、この前の答弁では全部完成してからというお話でしたけれども、周囲でいろいろそういうふうな逐次利用を広めていくというお話でしたので、まずそれは安心しました。

それから、実際に今度もカヌー場ができたとすれば、カヌーの舟艇庫とか、それから着替え室とか、それから予備室、準備室とか、そういうふうな附帯設備も必要になってくるのではないかと考えます。

そんなものもこれから多々事業がまた膨らんでくるのではないかとと思うのですけれども、利便性が利用者には非常に大切だと思います。そんなことも含めまして、これからの周辺的な環境整備をどのように進めていくのか。

それから、私が心配しているのは、一応つくられた人造湖であります。そこで練習になじむ風の向きとか、ボートには非常に横風が危険なわけですが、風の向きとか、そういうふうなことの調査なども気候風土とあわせて風の方向とか、もし必要であれば風よけネットなども必要になってくると。そのようなことも考えられるのではないかとと思うわけです。

そういうふうなことを総合的にカヌーで大会としての名声を上げるような利用価値の高い水面広場にするのであれば、そういうふう利用者に気を配った施工方法もこれから検討していく必要は生まれてくると考えているわけです。

そんなことも考えあわせまして、まず第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この寒河江緑地の建設、そしてまた将来の活用方法等につきましては、やはり何にしましても建設費を安くして、そして運営費も低廉に抑えていかれるというようなもの、そしてまた将来的に利用するというような場合につきましても市民の方々から初め、あるいはカヌー等々の公式競技にもうまく活用して地域の活性化に資するというようなものでなければならぬと思いますし、また、市民のスポーツ振興等々に大きく貢献するというようなものでなければならぬと、このように思っておりますし、市民のみならず、広く県内外からいらっしゃるというようなことも考慮に入れなくてはならないと。これこれを考えて今いろいろ計画に入っておるわけでございますが、具体的な自然のままに遮水シートをどうするとか、イベントをどうするかというようなことは担当の方から具体的なことにつきましては、答弁させていただきます。以上です。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

柏倉隆夫都市計画課長 お答えいたします。

遮水シートの選定に当たりましては、種類といたしまして塩化ビニール系、それからポリエチレン系、それからゴムアスファルト、それからベントナイト系というような中で、各メーカーもございますけれども、7種類ほど選定の中に入れてまして検討をいたしました。

ただ、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、傷がつくということに対しては、やはりある一定の厚みが必要でございます。そういった中ではゴムアスファルトシート、それからベントナイト系、これが特に厚みがございます。さらに、耐外傷性が強いというようなことで、その中での二つの選定の中で現地テストをベントナイト系で行ったと。ゴムアスについては、施工している現地を見ながら、その選定に検討をしたというようなことでございます。

それから、管理棟とかそれからボートを入れておく、カヌーの器具等を入れておく艇庫ですか、そういったものについてもこの事業費の中に入れてた中で計画をしているところでございます。

それから、風向き等につきましては、現在寒河江高校、それから谷地高校がカヌー競技をされておりますけれども、一つのタイムレースということではなくて、順位を争うレーシングカヌーというようなことでございますので、現在のところ風向きの調査というものは考えてはいないところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 自然現象の横風の状況というのは、レースそのものにはそういうふうな影響はないと思いますが、レクリエーションとして用いる場合いろいろなボートとか、いろいろなそういうふうなレクリエーション的なものも利用するとすれば、当然風のことも何メートル吹いたときには使用させないとか、そういうふうなことも考える必要があるのではないかと考えているわけです。

あと、遮水シートでいろいろベントナイトのことがいろいろ徐々にはわかってきましたけれども、当然湖水には水が入るわけですが、湖底にかかる圧力が均一でないというか、下の方のできれば下の方の湖底の状況が凹凸が激しくなってきたりして、その突起物でビニールを破る傾向があるということで、ベントナイトシートがうまくないというような話ですが、それと同じようなことがどんなシートを使っても起きるわけです。

それに実際どの程度耐えられるのか、私は専門家ではありませんのでわかりませんが、あと例えばゴムアスファルトを使用するような状況になれば、当然アスファルトは有毒なものがたくさん含まれているわけです。そんなものも精査して、溶け出すものがあるかないか、そんなものを十分検討して、注意しながら施工していただきたい。

自然の負荷をいかに少なくなるかということも十分考慮に入れながらやって、それから湖底に当たる部分の湖底をゴムシートの上に保護する土砂とか、そういうふうなものは入れないのですか。湖底の部分は、皮膜が露出しているわけですね。そんなこと、もし市長の話ではできるだけ滑りにくいものという、滑りにくいものというのは、上に土砂で皮膜したときにその土砂が滑りにくいものという意味合いでとっていいのかどうか。そういうふうのであれば、やはり皮膜するのであればぜひ同じ皮膜するという意味でもその下に自然のもの、粘土とか何かを用いてもいいのではないかと私は素人なりにこれは考えるんですけども、あと漏水をある程度予測しておくということも何年か使用することによって沈殿物でその穴を、毎年毎年使用をやめるわけですから、そんなこともだんだんと保水力が強まってくるのではないかと私なりに考えたわけです。

そんなこともありまして、どうせできるだけ安く上げるというのであれば、何も使わないで漏水をある程度計算して、それにポンプアップで水を補うような状況であれば、もちろん夏場とか自然蒸発で補給する水が必要になってくると思いますし、あと夏アオコの発生とか、さまざま実質面での問題が出てくるわけだと思いますけれども、そのような対策なども十分考慮に入れながら事業を進めて……、私はこのボートコース、水面広場というのは私たちもいろいろ子供のころからそういうふうな、とどまっている水の広場というのは寒河江市内には案外少ないわけです。特に寒河江本町には少なく、私たちはそういうふうなものにずっとあこがれてきたわけですが、実際そこに人工的につくとすれば、よりよいものをつくっていただきたいということと、それから将来コストがかからなくて、そして利用面の広いものをつくってもらいたいという気持ちがあるわけです。

さまざまこの段階でシートの遮水の問題とか、それから利活用の問題とか、私は大変な問題が潜んでいるような感じがします。

この大事業に取り組むに当たって市長の決断は大変なものがあったと思いますけれども、やはりこういうふうにもっと費用のかからなくて市民が同じように楽しめるものの方向づけとかも、もしもう一度考える必要があるのではないかと考えています。

さまざまな公共事業体ではボートコースよりも、もっともっと公共性の高い事業が見直されている時節でもありますので、もう一度この水面広場の利活用の方法とか、それから市民にどれだけ受け入れられるのか、その面を十分考慮されまして、もう一度考慮していただきたいという意味で、私は同じような質問を3月とこのたびもしたわけです。大変大きな金額もかかりますし、もう一度この事業を根底から水面広場のことについて、

もう少し費用のかからない面とか、ボートコースにこだわらない、とどまった水の広場をつくってもいいのではないかと私は考えているわけです。

これで第3問を終わりますけれども、市長の感想、御意見などをお伺いして終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 多目的水面広場の建設運営、そして利活用ということになります。議員の意図するところは、水面広場のまず建設方法だろうと思いますが、一つはやっぱり遮水シート、600メートル、120メートルのものを遮水シートをして大きいプールにすると。俗な言葉で言えばそういうわけですが、そういう方法をとるのか、あるいは自然のままただ素掘りでいって、沼のような格好にして、その上を使うということが考えられないのかということだろうと思いますし、また、さらにコンクリートを張ってプールのようにするのかなというような、大きく分ければそういうことが考えられるのではなかろうかなと思っておりますが、沼のような、そのまま自然に素掘りということになりますと、これは土砂もたまるだろうし、利用するに非常に清潔という面からも衛生という面からも問題が出てこようし、あるいは公式競技ということになりますと、それらは全然該当外になるということだろうと思っております。

それから、じゃコンクリートというふうなことになりますと、これは莫大な費用等々がかかると私は思っております。

そういう中で遮水シートを敷くということで、先ほども話ございましたように、遮水シートという場合には、いろいろベントナイト系とかあるいはゴムアスファルト系とか、あるいは塩化ビニール系とか、ゴム系とか、いろいろあるわけございまして、そういう中でいろいろテストして、あるいは将来とも経費等を考えた場合には、ゴムアスファルト系が最も寒河江の緑地については最適じゃないかと、こう思って現在それで考えておるところなわけでございます。

いずれにしても建設費用はなるべく安価に上がって、そしてまた運営費も上がるような、そして最上川から取水するわけでございますから、取水するに当たっても一番やりやすいといいますが、経費のかからない方法でうまくいく方法というようなことを考慮に入れながらこれまで進めてきたところでございまして、そういう中で先ほど答弁申しあげたような方法ということがとられるのが一番いいのかなと、こう思っておるわけでございます。

さらに、この緑地の利活用方法でございますが、先ほども何回も申しあげましたように、これが市民のみならず競技等々の場としても使える、そして全体として地域の活性化につながるということ、そして、多目的水面広場と芝生とか公園、それらがうまく一体的に機能してうまく使われるということが望ましいと、このように思っておるわけでございますし、また、緑地そのものだけでなく、いわゆるこの最上川ふるさと総合公園とか、あるいはクア・パークとか、あるいは下流にあります長崎の水面広場とか、そういうものとうまく連携をしながら、最上川の水辺プラザというようなものとのつながりというようなものも出てくるような利活用というものを当然考えておるところでございますので、多方面に多目的に使うということでこの最上川寒河江緑地というものを将来の寒河江のために、あるいは山形県の財産として生かされるようにというようなことを願って、そして考えておるところでございます。以上です。

## 発言の申し出

佐竹敬一議長 午前中の佐藤暘子議員の一般質問に関連し、教育委員会教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。大谷教育長。

大谷昭男教育長 16 番の佐藤暘子議員の一般質問の中学校給食に関する質問の中で、第 2 問にも合併のかかわりの質問がございましたが、その答弁を訂正させていただきます。

佐藤議員に対する答弁の中で、学校給食は任意合併協議会の「検討項目」に入っていないと答弁いたしましたが、これは学校給食は任意合併協議会の「協定項目」に入っていないとの間違いでありましたので、おわびして発言の訂正をお願いいたします。

なお、寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会において決定された 26 の協定項目の中に、学校給食という協定項目はありませんが、学校教育事業という協定項目の中の一つの事業として学校給食がありますので、任意合併協議会において学校給食について 1 市 2 町の現状を把握し、合併後の新市における取り扱いを協議することになります。

しかし、合併によってできた新市では、必ずしもすべての施策が統一されるというものではないとお聞きしております。

以上、おわびして訂正をいたします。

平成 15 年 9 月第 3 回定例会

散 会

午後 2 時 2 2 分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでございました。